

事 務 連 絡
兵 医 発 第 7 6 4 号
令和 6 年 8 月 2 7 日

郡市区医師会 様

兵庫県医師会
(担当：片山常任理事)
(公印省略)

任意予防接種の助成状況調査について(情報提供)

今般、標記の件について、兵庫県より本会宛別添のとおり通知がありました。

本件は、本年 4 月 1 日時点での、兵庫県各市町における任意予防接種における助成状況が取りまとめられたものです。

貴会におかれましても本件につきご了知の上、今後、自治体との交渉にご利用いただくほか、貴会管下関係医療機関への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

一般社団法人兵庫県医師会事務局 業務 1 課：影山・西田・仲田・宇野 TEL：078-231-4114 E-mail：yoboseshu@hyogo.med.or.jp

事 務 連 絡
令和6年8月8日

一般社団法人兵庫県医師会長 様

兵庫県保健医療部疾病対策課長

任意予防接種の助成状況調査について（情報提供）

標記のことについて、各市町における任意予防接種の助成状況調査を実施し、その結果について別添のとおり取りまとめましたので情報提供します。

【担当】

兵庫県保健医療部疾病対策課
感染症対策推進班 南中

TEL 078-362-3226

MAIL wakuchin@pref.hyogo.lg.jp

任意予防接種の助成状況調査結果一覧【市町別】（令和6年4月1日時点）

市町名	ワクチン名	(その他の 場合)	実施状況	事業開始（予定） 時期	助成対象者	助成対象回数	助成額	所得 制限	県等から 住民への 助成事 業案内 可否	担当課等窓口名	連絡先	備考
01 神戸市	01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月	接種日時点で神戸市に住民登録がある満1歳～12歳（13歳の誕生日の前日まで）の方	1回 多子世帯は2回	2,000円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
	02 おたふくかぜ		実施中		接種日時点で神戸市に住民登録がある満1歳～2歳（3歳のお誕生日の前日まで）の方	1回	2,000円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		接種日時点で神戸市に住民登録があり、下記の(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1) 15歳以上42歳の妊娠を希望する女性のうち、抗体価が低い方 (2) (1) の同居者のうち、抗体価が低い方 (3) 抗体価が低い妊婦の同居者のうち、抗体価が低い方	1回	2,500円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
	07 風しん単独	上記と同じ事業 ワクチンをMRか 風しん単独のど ちらかを選択可										
	11 帯状疱疹		実施中		接種日時点で神戸市に住民登録がある 満50歳以上の方 ※兵庫県下の他の自治体で同様の補助制度を利用した方は対象外	1回	4,000円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
02 姫路市	02 おたふくかぜ		実施中	H29.4月	本市の住民票を有する1歳児（当該ワクチンの接種歴があるものを除く）	1回	3,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	H25.6月	昭和37年4月2日以降に生まれた風しんの抗体が不十分な市民	1回	5,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	助成目的は、先天性風しん症候群発 生予防。
	07 風しん単独		実施中	H25.6月	昭和37年4月2日以降に生まれた風しんの抗体が不十分な市民	1回	5,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	助成目的は、先天性風しん症候群発 生予防。
	11 帯状疱疹		実施中	R6.4月	本市の住民票を有する50歳以上で、兵庫県内の市町による帯状疱疹の費用 助成を受けたことがない者	1回	4,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	R1.9月	医療行為によって治療前に受けた定期予防接種の再接種が必要であると医師 が認めた20歳未満の者	再接種が必要な回数	姫路市医師会と契約している各種予防 接種の委託料を上限とする。	あり	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	
03 尼崎市	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に風しん予防接種 （乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん・風しん混合ワクチンの接 種）を受けた者のうち、当該予防接種を受けた日において住民基本台帳法 （昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく本市の住民基本台帳 に記録されている者又は市長が特に認める者であって、次の各号のいずれかに 該当するものとする。 (1) 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性（将来の妊娠を含む） (2) 前号に規定する者の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの (3) 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの		2,500円 生活保護受給者の方、中国残留邦人 等の方は全額助成	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
	07 風しん単独		実施中		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に風しん予防接種 （乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん・風しん混合ワクチンの接 種）を受けた者のうち、当該予防接種を受けた日において住民基本台帳法 （昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく本市の住民基本台帳 に記録されている者又は市長が特に認める者であって、次の各号のいずれかに 該当するものとする。 (1) 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性（将来の妊娠を含む） (2) 前号に規定する者の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの (3) 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの		2,500円 生活保護受給者の方、中国残留邦人 等の方は全額助成	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	

	11 带状疱疹		実施予定		尼崎市に住民登録があり、接種日現在で満50歳以上のもの		4, 0 0 0 円	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年9月1日	(1) 助成対象予防接種の接種日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 助成対象予防接種を受ける日において20歳未満の者であること。 (3) 骨髄移植等の前に法、施行規則及び実施規則の規定に基づき実施された定期予防接種の免疫が骨髄移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認める者であること。 上記（１）、（２）、（３）の法第2条第7項の規定に基づく接種対象者の保護者	再接種が必要な回数	再接種費用として医療機関に支払った額。 ただし、本市の定める基準額を上限とする。	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
04 明石市	01 インフルエンザ		実施中	平成27年4月～	以下の①～③すべてに該当される方 ①0～3歳未満の方 ②明石市内に住所を有する方 ③定期予防接種を開始している方(同時スタートも可)	2回		なし	可	こども健康課	078-918-5656	インフルエンザとおたふくかぜから計2回まで選択。
	02 おたふくかぜ		実施中	平成27年4月～	以下の①～③すべてに該当される方 ①0～3歳未満の方 ②明石市内に住所を有する方 ③定期予防接種を開始している方(同時スタートも可)	2回		なし	可	こども健康課	078-918-5656	インフルエンザとおたふくかぜから計2回まで選択。
	04 肺炎球菌		実施中		下記すべてに該当する65歳以上の明石市民 (1) これまでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがあり、かつ、肺炎球菌ワクチンの接種を受けてから5年以上経過している人 (2) 基礎疾患等を有することにより肺炎に罹患した場合に重症化する可能性が高いため、肺炎球菌ワクチンの再接種が必要と医師が認めた人	規定なし	生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付制度受給者：上限8,174円。 上記該当者以外：上限4,174円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わない。
	07 風しん単独		実施中		下記のいずれかに該当し、風しん抗体価が低い（HI法16倍以下相当）と判定された明石市民 (1) 妊娠を希望する女性 (2) 妊娠を希望する女性の同居家族 (3) 妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・使用するワクチンは風しん単独ワクチンまたはMRワクチン ・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わない。
	11 带状疱疹		実施予定		満50歳以上の明石市民	1回	上限4,000円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・使用するワクチンは水痘ワクチン（生）または带状疱疹ワクチン（不活化） ・令和6年4月1日以降に接種したものが対象。 ・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わない。
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和2年4月～	移植前に定期予防接種で得た免疫が骨髄移植等（化学療法含む）によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師に認められた、再接種を受ける日において20歳未満の明石市民である者	—	明石市が定めた金額を上限として、対象者が医療機関に支払った再接種の費用	なし	可	こども健康課	078-918-5656	
05 西宮市	11 带状疱疹		実施中	令和6年5月1日（令和6年4月1日遡及）	以下すべてに該当する者。 ・西宮市内に住所を有し、予防接種を受ける日において満50歳以上であること。 ・兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこと。 ・令和6年4月1日以降の接種であること。	1回	4,000円	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	「令和6年度兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱」に基づき、「令和6年度西宮市带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱」により実施
	12 HPV		実施中	令和4年4月1日	以下すべてに該当する者。 ・令和4年4月1日時点で西宮市に住民登録があり、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 ・17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関でヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）ワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ・償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	1～3回	実費に相当する額	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	

	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年9月 1 日（平成31年4月1日遡及）	市内に住所を有し、予防接種を受ける日において 2 0 歳未満であり、骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	対象予防接種の法定回数	申請者が医療機関に支払った予防接種費用又は市が定める上限額のいずれか低い額の全額	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	「令和6年度兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱」に基づき、「西宮市骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱」により実施
06 洲本市	02 おたふくかぜ		実施中	平成25年度～	1 歳から5歳に至るまで おたふくかぜ未罹患者に1回限り2,000円助成	1回	2,000円	なし	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	
	11 帯状疱疹		実施中	令和6年4月1日～	洲本市に住民票がある満50歳以上の方	1回	4,000円	なし	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和3年4月1日～	①再接種日において市に住所を有し、20歳未満の方 ②骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法第 2 条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方 ③再接種を受ける前に市に申請し、助成対象者であると認定されている者 ④扶養義務者全員の申請年度分の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満である方	対象となる予防接種あり	以下（１）（２）のうち少ない方の金額 （１）医療機関に支払った再接種料金 （２）市が医療機関と契約している接種単価	あり	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	
07 芦屋市	05 麻しん風しん混合（MR）	麻しん風しん混合ワクチン	実施中		接種時において芦屋市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、現在、妊娠中又はその可能性のある方は除く。 （１） 風しん罹患歴がなく、妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する 2 0 歳以上の女性（将来の妊娠を含む。） （２） 風しん罹患歴がなく、M M R 又は M R 又は風しんワクチンの接種歴のない妊婦の同居家族。	ワクチンの種類問わず1回限り	接種にかかる費用のうち、麻しん風しん混合ワクチン2,500円、風しんワクチン1,500円を助成 ただし、生活保護受給者については、接種費用の全額を助成する。	なし	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
	07 風しん単独	風しんワクチン	実施中	令和6年4月1日	接種時において芦屋市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、現在、妊娠中又はその可能性のある方は除く。 （１） 風しん罹患歴がなく、妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する 2 0 歳以上の女性（将来の妊娠を含む。） （２） 風しん罹患歴がなく、M M R 又は M R 又は風しんワクチンの接種歴のない妊婦の同居家族。	ワクチンの種類問わず1回限り	接種にかかる費用のうち、風しんワクチン1,500円を助成 ただし、生活保護受給者については、接種費用の全額を助成する。	なし	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
	11 帯状疱疹		検討中	令和6年8月1日開始予定 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で実施された接種を助成対象とする。	次の各号をすべて満たすもの。 （１） 芦屋市に住所を有し接種時において満 5 0 歳以上であること。 （２） 兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこと。	ワクチンの種類問わず1回限り	ワクチンの種類問わず4,000円を助成	なし	否	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	助成対象者等記載している内容は現時点での予定となっており確定しているものではありません。 県等内容の確定以降案内いただくようお願いします。
	12 HPV		実施中	令和4年8月15日	次の各号のいずれにも該当するもの。 （１） 令和4年4月1日時点で芦屋市に住民登録があること。 （２） 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 （３） 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 （４） 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。)を受けていないこと。	最大3回	実費相当額（領収書がない場合、別途接種費用の設定あり）	なし	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		次の各号をすべて満たすもの。 （１） 予防接種を受ける日において芦屋市内に住所を有し、2 0 歳未満であること。 （２） 骨髄移植等によって移植前に接種した法第 2 条第 2 項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認めること。 （３） 前号の事由により、助成を受けようとする年度の初日以降に再接種を受けようとしていること。 （４） 定期接種が、実施規則に定める予防接種の接種回数及び接種間隔の規定に違反してなされたものでないこと。	必要性に応じ接種を行う	予防接種に要した費用もしくは芦屋市の予防接種の委託料単価のうち、いずれか低い金額から自己負担分（1割）を除いた費用を助成 ただし、生活保護世帯に属する場合は、医療機関に支払った予防接種料又は委託金額のいずれか低い額を助成	あり	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	

08 伊丹市	11 带状疱疹	令和6年6月補正予算議決後に実施予定	実施予定		予防接種を受ける日において、市内に住民登録があること、かつ50歳の誕生日の前日以降であること。またその接種は令和6年4月1日～令和7年3月31日であること。	1回	接種費用又は上限4千円	なし	可	健康福祉部保健医療推進 室母子保健課	072-784-8034	「令和6年度兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱」に基づき、「伊丹市带状疱疹ワクチン接種費助成事業実施要綱」により実施
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年10月1日	市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であり、骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法に基づく予防接種で予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	該当するもの	接種費用×90／100	あり	可	健康福祉部保健医療推進 室母子保健課	072-784-8034	兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱に基づき、「伊丹市予防接種再接種費用の助成に対する要綱」により実施
09 相生市	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		(1) 妊娠を希望する女性(現に妊婦である者を除く。) (2) 抗体検査の結果、風しんの免疫が不十分であると判断された妊婦の同居家族 上記に規定する対象者のうち、抗体検査を受けたことがある者で抗体価が基準以下(HI抗体価32倍未満又はEIA抗体価8.0未満)のものとする。	1回限り	5000円	なし	可	保健センター	0791-22-7168	
	09 三種混合		実施中		市内に住所を有する小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者であって、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期予防接種として、四種混合予防接種の第一期の追加接種から6か月以上経過しているもの。	1回限り	2,000円	なし	可	子育て世代包括支援センター	0791-22-7156	
	11 带状疱疹		実施中	令和6年4月1日	予防接種を受ける日に満50歳以上であって、市内に住所を有する者。	生涯1度限り	生ワクチン：接種費用の2分の1（上限4,000円） 不活化ワクチン：1回あたり接種費用の2分の1（上限10,000円）	なし	可	保健センター	0791-22-7168	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		この事業の助成の対象となる者は、次の要件をすべて満たす者とする。 (1) 助成対象者は、第7条の規定による認定申請日、再接種を受ける日において相生市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。 (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 (3) 平成31年4月1日以降の再接種であること。	規定事項なし	ワクチンによる異なる	なし	可	子育て世代包括支援センター	0791-22-7156	
10 豊岡市	11 带状疱疹		実施中		① 豊岡市に住民登録があり、接種日時時点で50歳以上の方 ② 過去に補助を受けたことがない方 ③ 事前申請済みで接種日が2024年4月1日～2025年3月31日の方	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	健康増進課	0796-24-1127	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		① 再接種を受ける日において20歳未満の方 ② 接種済みの定期予防接種の効果が期待できないため、再接種の必要があると医師に診断された方 ③ 助成対象者及び助成対象者と同じ世帯に属するものの市民税所得割額の合計が23万5千円未満の方	—	再接種にかかった費用（助成上限額あり）	あり	可	こども未来課	0796-24-9604	
11 加古川市	02 おたふくかぜ		実施中	平成18年度	1歳以上4歳未満	1回	2,000円	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		加古川市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望している者 ②妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	地域医療課	079-427-9100	
	07 風しん単独		実施中		加古川市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望している者 ②妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	地域医療課	079-427-9100	
	09 三種混合		実施中	令和4年4月1日	小学校就学前の1年間	1回	2,000円	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
	11 带状疱疹		実施中		加古川市に住所を有する方で、以下の条件全てに該当する方 ①満50歳以上 ②令和6年4月1日以降の接種であること	・生ワクチン1回 ・不活化ワクチン2回	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	地域医療課	079-427-9100	

	12 HPV		実施中	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	以下すべてに該当する者。 ・令和4年4月1日時点で加古川市に住民登録があり、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 ・17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関でヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）ワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ・償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	1～3回	16,753円を上限とした全額 （領収書がない場合は 上限15,000円）	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和2年4月1日 （令和6年度より拡 充）	移植前に定期予防接種で得た免疫が骨髄移植等（化学療法含む）によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師に認められた、再接種を受ける日において20歳未満の加古川市民である者	—	加古川市が定めた金額を上限として、 対象者が医療機関に支払った再接種の費用	なし	可	育児保健課	079-454-4188	令和6年度より化学療法等を含め、一部負担額は無くし、所得制限を撤廃した。
12 赤穂市	01 インフルエンザ		実施中	平成27年10月	赤穂市内に住所を有する生後6か月から中学3年生	13歳未満の者：2回 13歳以上の者：1回	生後6か月から中学2年生：1回につき 1,000円を2回（計2,000円） ただし13歳以上は1,000円（1回のみ） 中学3年生：1回3,000円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
	04 肺炎球菌		実施中	平成22年4月	赤穂市内に住所を有する65歳以上の人（ただし定期接種対象者は除く）で、今までに高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業を利用したことがない人		4,100円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
	11 帯状疱疹		実施中	令和6年4月	赤穂市内に住所を有する満50歳以上の人		生ワクチン、不活化ワクチンともに4,000円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	平成31年4月	（1）から（3）のいずれにも該当する人 （1）再接種を受ける日において、赤穂市内に住所を有する20歳未満の人 （2）骨髄移植等によって移植前に受けた法第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人 （3）平成31年4月1日以降に再接種した人	—	再接種にかかった費用（ただし、助成金額に上限あり）	あり	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
	14 その他	麻しん風しん混合（MR）ワクチンもしくは風しん単独	実施中	平成30年11月	抗体検査の結果が「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準」の判定基準に該当し、予防接種を受ける日において、赤穂市内に住所を有し、次の（1）から（3）のいずれかに該当する人 （1）24歳以上50歳未満の妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性 （2）（1）の配偶者（ただし、定期接種対象者は除く。） （3）妊婦の同居家族（ただし、定期接種対象者は除く。）		麻しん風しん混合（MR）ワクチン：5,000円 風しん単独：3,500円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
13 西脇市	01 インフルエンザ		実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で6歳未満の者	1人につき3回 （インフルエンザ、おたふくかぜ、不活化ポリオの中で3回まで）	2,000円（2,000円券を1人につき3枚交付、1回の接種に1枚使用）	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
	02 おたふくかぜ		実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で6歳未満の者	1人につき3回 （インフルエンザ、おたふくかぜ、不活化ポリオの中で3回まで）	2,000円（2,000円券を1人につき3枚交付、1回の接種に1枚使用）	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
	04 肺炎球菌		実施中		定期予防接種の対象者以外で、前回の肺炎球菌ワクチン接種から5年を経過しており、下記(1)もしくは(2)に該当する者 (1) 60歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 (2) 66歳以上の者	1回	4,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	

	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		(1) 昭和38年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた者 (2) 妊婦の同居親族で、昭和38年4月1日以前に生まれた者 ※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方は対象外	MRワクチンか 風しん単独ワクチンどちら か1回	5,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	妊娠希望の有無は問わない
	07 風しん単独		実施中		(1) 昭和38年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた者 (2) 妊婦の同居親族で、昭和38年4月1日以前に生まれた者 ※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方は対象外	MRワクチンか 風しん単独ワクチンどちら か1回	3,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	妊娠希望の有無は問わない
	10 不活化ポリオ		実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で 6 歳未満の者	1人につき3回 （インフルエンザ、おたふ くかぜ、不活化ポリオの 中で3回まで）	2,000円（2,000円券を1人につき3 枚交付、1回の接種に1枚使用）	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
	11 帯状疱疹		実施中		50歳以上の者	ワクチン種別に限らず1 回	上限4,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和2年4月1日	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 （１）骨髄移植手術等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。 （２）前号の理由により再接種を受けようとしていること。 （３）過去に受けた予防接種が規則の規定によるものであること。 （４）再接種を受ける日において、市内に住所を有し、かつ、20歳未満であること。		西脇市が定めた金額を上限として、対象者が医療機関に支払った再接種費用	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
14 宝塚市	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		定期予防接種対象期間に医学的に接種が不適当と判断された市民。	第1期・第2期それぞれ1 回ずつ	全額		可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。
	11 帯状疱疹		実施予定	令和6年7月1日 （同年4月1日遡及）	以下のすべてに該当する方 ・接種時点で50歳以上の市民 ・接種日が令和6年4月1日以降 ・他自治体で実施されている同様の助成制度を利用していないこと	1回	4,000円 ただし予防接種費用が4,000円未満の場合は接種費用の全額を助成	なし	可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	
	12 HPV		実施中		当該年度において高校 2 年生相当年齢の女子であって、高校 1 年生相当年齢までに子宮頸がん予防ワクチンの接種を開始しており、当該年度中に残りの接種を受ける宝塚市民。	最大2回	全額		可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。 ※令和7年3月末まではキャッチアップ接種を優先。
	12 HPV		実施中		平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までの間に2価HPVワクチン又は4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したもの。	最大3回	17,963円を上限とした全額（領収書がない場合、別途上限額の設定あり）		可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	助成はキャッチアップ接種が終了するR7.3.31まで
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱と同じ	兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱と同じ	予防接種料の100分の90。ただし生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は予防接種量の全額。	あり	可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	
	14 その他	BCG	実施中		生後12か月に達するまでの期間に医学的に接種が不適当と判断された者で、生後12か月以上18か月未満の市民。	1 回	全額	なし	可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。
15 三木市	01 インフルエンザ		実施中	平成27年10月	65歳未満で、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害で身体障害者手帳2級以上を保有している方	1回/年 13歳未満は2回/年	令和6年度より、一部助成で検討中	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	60歳以上65歳未満の厚生労働省令に該当する定期予防接種対象者を除く
	02 おたふくかぜ		実施中	令和3年4月	1歳から2歳未満の幼児	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	

	04 肺炎球菌		実施中	平成26年10月	65歳以上の高齢者（定期対象者以外を助成）	1回	4,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	H25.4月より、75歳以上で実施してきた経緯あり
	04 肺炎球菌		実施中	平成21年10月	じん臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害で身体障害者手帳を保有している方又は人工透析を受けている方 H25.4月より 心臓機能障害、肝臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害で、身体障害者手帳を保有している方に対象を拡大	1回	全額	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	H26.10月より、65歳以上の5歳刻みの定期予防接種年齢及び60歳以上65歳未満の厚生労働省令に該当する定期予防接種対象者を除く
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	平成25年4月	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時50歳未満の方（妊娠希望を助成条件とはしていない。）	1回	5,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	風しん第5期定期予防接種対象者を除く
	07 風しん単独		実施中	平成25年4月	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時50歳未満の方（妊娠希望を助成条件とはしていない。）	1回	3,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	風しん第5期定期予防接種対象者を除く
	11 带状疱疹		実施予定	令和6年7月 （令和7年度の実施は未定）	65歳以上で、県内の他市町で同様の助成を受けてない方	1回	上限4,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	
16 高砂市	02 おたふくかぜ		実施中	平成31年4月	予防接種日において高砂市に住所を有する生後1歳以上2歳以下の者のうち、過去におたふくかぜの罹患歴がなく、かつ、おたふくかぜの予防接種の歴がないもの	1回	上限2,000円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	平成27年4月	申請した日及び予防接種をした日において高砂市に住所を有する者のうち、過去に風しんの罹患歴がなく、かつ、風しんの予防接種歴がない者であって、次の各号いずれかに該当するものとする。 （1）妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性(将来の妊娠を含む。） （2）妊娠の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
	07 風しん単独		実施中	平成27年4月	申請した日及び予防接種をした日において高砂市に住所を有する者のうち、過去に風しんの罹患歴がなく、かつ、風しんの予防接種歴がない者であって、次の各号いずれかに該当するものとする。 （1）妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性(将来の妊娠を含む。） （2）妊娠の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
	09 三種混合		実施中	令和5年4月	予防接種日において高砂市に住所を有する5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間にある者	1回	上限2,000円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
	11 带状疱疹		実施中	令和6年4月	予防接種日において高砂市に住所を有する満50歳以上の者であって、過去に一度も助成を受けていない者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：上限4,000円 不活化ワクチン：上限10,000円/1回	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	平成31年10月	予防接種日において高砂市に住所を有する満20歳の者、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）骨髄移植等により、過去に受けた定期予防接種（BCGを除くA類疾病に対する予防接種）で得た免疫が低下または消失したため、再接種が必要と認めた者 （2）再接種を受ける前に高砂市に申請し、助成対象者であると認定されている者 （3）生活保護受給者または市町民税（所得割）の世帯合算額が23万5千円未満の者	定期予防接種の接種回数を上限	1.医療機関に支払った再接種料金 2.高砂市が規定する予防接種料金 生活保護受給者は以下の1.と2.のうち少ない方の額 生活保護受給者以外(市町民税所得の世帯合算額が23万5千円)の者は1.と2.のうち少ない方の金額から本人負担として100分の10に相当する額を控除した金額	あり	可	健康増進課	079-443-3936	
17 川西市	11 带状疱疹		実施予定	令和6年7月				なし	否			現在市要綱を検討中

	12 HPV		実施中	令和4年7月1日 ～令和7年3月31日	(1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した女子であること。 (2) 令和4年4月1日時点で川西市の住民基本台帳に登録されていること。 (3) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 (4) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (5) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。 (6) 償還払いと同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を川西市以外の市区町村から受けていないこと。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。		償還払いを行うことが決定した者に対し、17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担（最大3回接種分まで）に相当する額を支給するものとする。但し、実費を支払った事実及びその額並びに接種を行った日及び回数を証明できる書類を提出しない場合における償還額は、1回接種分当たり15,950円とする。	なし	可	川西市保健センター予防接種担当	072-758-4721	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年10月1日	(1)再接種の 助成対象認定 申請時及び再接種を受ける日（以下「再接種日」という。）において 市内に住所を有し、かつ、再接種日において20歳未満であること。ただし、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の6の表に掲げる特定疾病（結核を除く。）にあっては、同表に掲げる年齢未満であること。 (2)骨髄移植等によって、移植前に受けた予防接種法第2条第2項各号に掲げる疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下し、又は消失したため、再接種が必要であると医師が認めた者であること。 (3) 再接種日が平成31年4月1日以降であること。		助成金の額は、実際に再接種に要した費用又は市と一般社団法人兵庫県医師会との間で締結されている広域的予防接種委託契約に基づく予防接種の費用の上限額のいずれか少ない額（以下「助成基準額」という。）に100分の10を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を助成基準額から減じた額とする。	あり	可	川西市保健センター予防接種担当	072-758-4721	
18 小野市	01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月中旬に開始予定	接種日時点において、市に住民登録がある 生後6か月から高校3年生の者	①生後6か月から12歳：2回接種分 ②13歳から高校3年生：1回接種分	①3000円 ②1500円	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	小野市行政措置予防接種実施要綱に基づき実施。
	04 肺炎球菌		実施中	令和6年4月1日開始	接種日時点において、市に住民登録がある満66歳以上の方	過去に接種していない者に限り1回	全額助成	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	小野市行政措置予防接種実施要綱に基づき実施。
	04 肺炎球菌		実施中	平成21年7月	①腎機能障害、②呼吸器機能障害、③免疫機能障害の手帳を有する方	原則として1回	全額助成	なし	可	社会福祉課	0794-63-1011	一定の要件を満たす場合は、初回接種から5年以上経過したとき再接種が可能。（小野市肺炎球菌予防接種費助成事業）
	11 带状疱疹		実施予定	令和6年6月1日開始予定	接種日時点において、市に住民登録がある満50歳以上の方 令和6年4月1日から5月31日接種分も助成対象（償還払い）	ワクチンの種類に関わらず1回のみ	生ワクチン：8000円 不活化ワクチン：8000円	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	令和6年度兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱に基づき実施。
19 三田市	11 带状疱疹		実施予定		(1) 接種日及びこの要綱に基づく申請日時点で三田市に住民登録がある者 (2) 接種日において満50歳以上である者 (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に日本国内の医療機関で乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え带状疱疹ワクチンの任意接種を受け、実費を負担した者 (4) 兵庫県内のいずれの市町においても兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業による助成を受けたことがない者			なし	可	健康増進課	079-559-6155	

	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		(1)再接種の助成対象認定申請時及び再接種を受ける日(以下「再接種日」 という。)において、市内に住所を有し、再接種日において2 0 歳未満であること。 (2)骨髄移植等の前に受けた予防接種法(昭和2 3 年法律第6 8 号)第2 条第2 項に定められた疾病に係る予防接種が、予防接種実施規則(昭和3 3 年厚生省令第2 7 号。以下「実施規則」という。)に定める予防接種の接種回数及び接種間隔の規定違反してなされたものでないこと。 (3)骨髄移植によって、移植前に受けた予防接種法第2 条第2 項に定められた疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要になったと医師が認める者であること。		実際に再接種に要した費用 又は三田市予防接種費助成金交付要綱(平成2 3 年4 月1 日施行)に定める助成額の上限額のいずれか低い額 (以下「助成基準額」という。)に100分の10を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)を助成基準額から減じた額とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受給下野に対する助成金の額は、助成基準額と同額とする。	あり	可	子ども政策課	079-559-5701	
20 加西市	01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月より実施予定	1歳児から中学3年生の市民、産後1年以内の産婦	年1回	上限2,000円	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	02 おたふくかぜ		実施中		1歳～2歳未満（1歳の誕生日～2歳の誕生日前日まで） 平成30年4月2日～令和元年4月1日生まれ（年長児）	各対象期間に1回ずつ	接種費用の1/2（上限3,000円）	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	04 肺炎球菌		実施中		予防接種を受ける日に加西市内に住所を有する66歳以上の方で、過去に23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方	1回	接種費用の1/2（上限3,500円）	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	11 带状疱疹		実施中		次の項目にすべて当てはまる方 ・予防接種当日に加西市に住民登録のある満50歳以上の者 ・過去に加西市の助成を受けて带状疱疹ワクチンを接種したことがない者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：接種費用の1/2（上限4,000円） 不活化ワクチン：接種費用の1/2（上限10,000円）	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		次のいずれにも該当する方の保護者の方 （1） 再接種を受ける日において、加西市に住民登録がある方で20歳未満の方 （2） 骨髄移植手術等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下、または消失したため医師より再接種が必要とされた方 （3） 骨髄移植手術等を受ける前に、定期予防接種を既定の接種回数及び接種間隔で受けた方	再接種した回数 ※対象となる予防接種あり。 （1） 法第2条第2項で定められたA類疾病に係る予防接種であること。 （2） 使用するワクチンが実施規則の規定によるワクチンであること。 （3） 医師が必要と認める予防接種であること。 （4） 令和3年4月1日以降に受けた接種であること	再接種に要した費用。ただし、市が規定する各予防接種単価を上限とする。 ※抗体検査や医師が記入する理由書等の文書料は含まない。	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
21 丹波篠山市	01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月1日～令和7年1月31日	13歳～中学3年生	1回	2,500円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	生活保護受給世帯は全額支給
	01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月1日～令和7年1月31日	生後6か月～12歳	2回	1回目：2,500円 2回目：1,000円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	生活保護受給世帯は全額支給
	07 風しん単独	(麻しん・風しん混合を含む)	実施中	令和6年4月1日～令和7年3月31日	丹波篠山市に住民登録があり、妊娠を予定している女性、または妊婦の同居家族で(1)(2)のいずれかに該当する方。(1)風しんに罹患したことがなく、予防接種を受けたことがない方(2)風しんの抗体検査の結果で抗体価が低い方	1回	3,000円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	
	11 带状疱疹		実施予定	令和6年5月1日～令和7年3月31日	丹波篠山市に住民登録があり、接種を受ける日に満50歳以上の方で、過去に助成を受けたことがない方	1回	1人1回限り4,000円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和6年4月1日～令和7年3月31日	丹波篠山市に住民登録があり、再接種を受ける日において20歳未満の者で、骨髄移植等によって、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下、又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	1回	接種費用相当額	あり	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	

	13	骨髓移植後等の再接種		実施中		「骨髓移植等」とは、造血幹細胞移植（骨髓移植、末梢血幹細胞移植又はさい帯血移植）をいう。 ①～③いずれにも該当する者 ①再接種を受ける日において20歳未満の者 ②骨髓移植等によって移植前に接種した、A類疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下し、又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者。 ③対象者及び同一世帯に属する者の市民税所得割額の合計が23万5000円未満の方	1回	助成対象者が医療機関に支払った予防接種料又は市が定める予防接種料の上限額のいずれか少ない額の100分の90に相当する額	あり	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
25	朝来市	01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月1日	①生後 6 か月～13歳未満 ②13歳～中学 3 年生 ③60歳未満の身体障害者手帳所持者（呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で 1 又は2級） ④60歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者（呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で 1 又は2級）のうち、定期接種の対象とならないもの	①2回 ②③④1回	1回2,000円を上限に助成	なし	可	朝来市健幸づくり推進課	電話：079-672-5269 E-mail：kenkou@city.asago.lg.jp	R6.10.1～R7.1.31の期間に接種したものに限る 市外医療機関での接種は対象者等からの申請により償還対応
		11 帯状疱疹		実施中	令和6年4月1日	予防接種の日において、市内に住所を有する満50歳以上の者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：3,500円 不活化ワクチン：10,000円×2回	なし	可	朝来市健幸づくり推進課	電話：079-672-5269 E-mail：kenkou@city.asago.lg.jp	市外医療機関での接種は対象者等からの申請により償還対応
		12 HPV		実施中	令和4年4月1日～令和7年3月31日	定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を受けたもので、次のいずれにも該当するもの (1)令和4年4月1日時点で市に住民登録をされていること。 (2)16歳となる日の属する年度の末日までに3回の接種を完了していないこと。 (3)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度末日までに2価又は4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (4)償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	3回を限度	接種費用実費 領収書の写し等を添付できない場合は1回あたり15,000円	なし	可	朝来市健幸づくり推進課	電話：079-672-5269 E-mail：kenkou@city.asago.lg.jp	
26	淡路市	02 おたふくかぜ		実施中	H23.4月	1歳～3歳未満	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
		04 肺炎球菌		実施中	H23.8月	接種日において66歳以上の者で、過去に助成を受けていない者（定期対象者を除く）	1回	6,303円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	自己負担額3,000円（定期接種と同額）
		07 風しん単独	「風しんワクチン」または「麻しん風しん混合ワクチン」	実施中	H25.4月	風しん抗体価がHI法による風しん抗体検査の結果、抗体価が基準の16倍以下と判定された者（これに準ずるものと判定された者）であって①～③のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居家族 ③妊婦の同居家族	1回	予防接種1回につき、予防接種に要した費用又は5,000円のいずれか低い額	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	償還払い
		09 三種混合		実施中	R3.4月	小学校就学前1年間	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
		10 不活化ポリオ		実施中	R6.4月	5歳以上 7歳未満の者であって、小学校就学前 1 年間の間（平成 3 0 年 4 月 2 日～平成 3 1 年 4 月 1 日生）	1 回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
		11 帯状疱疹		実施中	R6.4月	50歳以上	1回	4,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
		12 HPV		実施中	R4.4月	(1)平成9年4月2日から平成17年4月1日生の女性 (2)令和4年4月1日時点で淡路市に住民登録がある方 (3)16歳となる日の属する年度の月末までに（定期接種の対象期間内に）HPVワクチンの定期接種において3回の接種を完了している方 (4)17歳となる日の属する年度から令和4年3月31日までに、2価HPVワクチン（サーバリックス）又は4価HPVワクチン（ガーダシル）の任意接種を受け、実費を負担した方 (5)償還払いを受けようとする接種回数分についてキャッチアップ接種としての定期接種を受けていない方	1回	16,610円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	1回額上限、償還払い

		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	R3.4月	市内に住所を有し、再接種を受ける日において20歳未満である者、骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者		1割を引いた額	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	償還払い
27 宍粟市		01 インフルエンザ		実施中	令和2年10月	市内に住所を有する接種日に生後6か月から18歳の者	13歳未満2回 13歳以上1回	1回上限1000円	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
		04 肺炎球菌		実施中	平成25年4月	市内に住所を有する後期高齢者医療被保険者で、下記の①又は②に該当し、過去5年以内に接種を受けていない者 （定期接種対象者を除く） ①身体障がい者手帳内部疾患1～4級所持者 ②上記の障害の程度と同程度以上の障害を呈す	1回	上限4000円	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
		11 帯状疱疹		実施中	令和 6 年 4 月	下記の①～③に該当する人 ①市内に住所を有する満50歳以上の者 ②令和 6 年 4 月 1 日以降に任意接種を受けている者 ③他の地方公共団体等から助成金等の交付を受けていないこと	生ワクチン1回 不活化ワクチン2回	生ワクチン：4000円 不活化ワクチン：10000円	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
		12 HPV		実施中	令和 4 年12月	①令和 4 年 4 月 1 日時点で宍粟市に住民登録があり、1 6 歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において 3 回の接種を完了していないこと。 ② 1 7 歳となる日の属する年度の初日から令和 3 年度の末日までに日本国内の医療機関で 2 価または 4 価の H P V ワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ③償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。 ④償還払いと同種のものであると本市が認める措置による費用の償還を、本市以外の市区町村から受けていないこと。	最大3回	実費又は予防接種を受けた日における本市と一般社団法人宍粟市医師会との委託契約に基づく予防接種の費用のいずれか少ない額	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年 9 月	①市内に住所を有し、再接種を受ける日において 2 0 歳未満の者 ②骨髄移植等を行ったことで移植前に接種した法第 2 条第 2 項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 ③接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。	再接種が必要な回数	再接種に要した費用又は再接種日の属する年度に市が一般社団法人宍粟市医師会と締結した予防接種委託契約の金額のいずれか少ない額	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
28 加東市		02 おたふくかぜ		実施中	H26.4月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、生後12月から小学校就学の始期に達するまでの間にある者	1回	全額	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 過去にこの助成を受けた者
		04 肺炎球菌		実施中	H21.12月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、内部障害に係る身体障害者手帳を有する者	1回	全額	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 ・過去にこの助成を受けた者 ・過去に自費で接種した者 ・令和 6 年度定期予防接種対象者
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	H25.7月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、風しん抗体検査の結果が次のいずれかに該当する者 (A)HI法で16倍以下の者 (B)EIA法で陰性、判定保留、EIA価8.0未満又は国際単位30IU/mL未満の者 (C)LTI法で陰性、判定保留又は国際単位30IU/mL未満の者 (D)ELFA法、CLEIA法で陰性、判定保留又は国際単位45IU/mL未満の者	1回	風しん単独：3,000円 麻しん風しん混合：7,000円	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 ・過去にこの助成を受けた者 ・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、風しん抗体検査の結果が国基準に該当する者

	12 HPV		実施中	R5.4月	R4年4月1日に本市の住民基本台帳に記録されていた者で、次のいずれにも該当する者 (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること (2) 16歳に達する日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと (3) 17歳に達する日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、その接種を行った医療機関に対して接種費用を支払ったこと (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと	最大3回	全額又は接種日の属する年度に市と一般社団法人小野市・加東市医師会とが締結した委託契約に定める単価	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 償還払いと同種のものである費用助成を他の市区町村から受けた者
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	H30.10月	造血細胞移植手術等の医療行為により、定期の予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、任意で再接種を受けた未成年者（再接種を受ける日において、本市の住民基本台帳に記録されている者）	再接種した回数	再接種日の属する年度に市が一般社団法人小野市・加東市医師会と契約した当該予防接種の単価を上限	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 再接種を受ける日において、成人している者
29 たつの市	01 インフルエンザ		実施予定		平成30年4月2日生～令和6年6月30日生（接種当日生後6か月以上の乳児～就学前の幼児	2回	1,500円／回×2回（計3,000円）	なし	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
	02 おたふくかぜ		実施中		接種当日生後1歳以上2歳未満	1回	3,000円	なし	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
	04 肺炎球菌		実施中		接種日において、満65歳以上の者（定期接種対象者を除く）	生涯に1回	4,475円（生活保護受給世帯は8,475円）	なし	可	健康課健康管理係	0791-63-2112	自己負担額：4,000円（定期接種と同額）
	11 帯状疱疹		実施中		満50歳以上の方	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：4,000円／回 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	健康課健康管理係	0791-63-2112	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		予防接種を受ける日において、20歳未満の市民で、骨髄移植等（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・さい帯血移植）により、接種した定期予防接種で得られていた免疫が低下もしくは消失したため、再接種が必要と医師が認める方		予防接種再接種に要した額と市が定める助成上限額のいずれか低い方の額	あり	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
30 猪名川町	03 B型肝炎		実施中	令和2年4月1日	定期予防接種期限から1年以内（ただし定期予防接種期間中に接種を開始した者に限る）	1～2回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	04 肺炎球菌		実施中	平成24年4月1日	接種時75歳以上かつ心臓・腎臓・呼吸器・免疫等の機能に障がい有する方のうち、身体障がい手帳1級から4級を有するもの	1回	上限4,000円	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	06 麻しん単独		実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	07 風しん単独		実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	08 水痘		実施中	令和2年4月1日	定期予防接種期限から1年以内（ただし定期予防接種期間中に接種を開始した者に限る）	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	11 帯状疱疹		実施予定	令和6年度中予定	（1）接種時に猪名川町住民かつ満50歳以上の者（2）他の自治体が実施する本事業による助成を受けていないこと（3）令和6年4月1日以降の接種であること	1回	上限4,000円ただし接種費用が上限額を下回る場合は接種費用	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	平成31年4月	骨髄移植手術等の医療行為により、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断されたもの。認定申請日、再接種を受ける日において、町内に住所を有し、20歳未満であること	対象予防接種の法定回数	猪名川町が定める基準額を上限	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
31 多可町	01 インフルエンザ	小児	実施中	平成30年10月～	①生後6か月から中学3年生	①生後6か月から13歳未満 2回接種 ②13歳以上から中学3年生 1回接種	①2,000円×2枚 ②2,000円×1枚	なし	可	多可町健康課	0795-32-5121	個別案内

04 肺炎球菌		実施中	平成24年4月～	(1) 内部障害の身体障害者手帳を有する者 (2) 66歳以上の者 ただし、当該年度高齢者肺炎球菌予防接種の対象者及び過去に高齢者肺炎球菌予防接種で接種した者は除く。	1回	4,000円 生保の人は全額助成	なし	否			H P等で周知
07 風しん単独		実施中	平成25年7月～	風しんに罹患したことがなく、風しん予防接種を2回受けたことがない次に該当する人 ①平成2年4月1日以前生まれで49歳以下の人 ②妊婦の同居家族	1回	M Rワクチン 5,000円 風しんワクチン 3,000円	なし	否			H P等で周知
11 带状疱疹		実施予定	令和6年7月～	(1) 町内に住所を有し、予防接種を受ける日において満50歳以上であること。 (2) 兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこと。 (3) 令和6年4月1日以降の接種であること。	1回	4,000円	なし	否			広報、H P等で周知
13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和2年4月～	次の要件を全て満たす者 (1) 町内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。 (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種で得られていた免疫が低下若しくは消失したため、再接種が必要と医師が認める者 (3) 申請を行う年度における4月1日以降の再接種であること。	必要な予防接種数	再接種に要した費用又は再接種日の属する年度に医師会と締結した予防接種委託契約の金額のいずれか低い額	あり	否			H P等で周知
05 麻しん風しん混合 (MR)		実施中	平成31年4月1日	①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ※風しんにかかったことがなく、予防接種歴のない方	1人1回のみ	上限5,000円	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
07 風しん単独		実施中	平成31年4月1日	①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ※風しんにかかったことがなく、予防接種歴のない方	1人1回のみ	上限5,000円	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
11 带状疱疹		実施中	令和6年4月1日	稲美町の住民基本台帳に登録がある50歳以上の人	生ワクチンは1回 不活化ワクチンは2回	生ワクチンは4,000円 不活化ワクチンは10,000円×2回	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
02 おたふくかぜ		実施中	平成25年4月	1歳～小学校入学前の幼児	1回	2,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
05 麻しん風しん混合 (MR)		実施中	平成25年6月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である2回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
06 麻しん単独		実施中	令和6年4月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である2回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
07 風しん単独		実施中	平成25年6月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である2回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
09 三種混合		実施中	令和3年4月	5歳以上7歳未満の間で就学前の幼児 (年長の学年の幼児)	1回	2,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
10 不活化ポリオ		実施中	令和5年4月	5歳以上7歳未満の間で就学前の幼児 (年長の学年の幼児)	1回	4,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	

	11 带状疱疹		実施中	令和6年4月	50歳以上の者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：上限 2回 (いずれか一方のみ)	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円/回	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年8月	下記のすべてに該当する方 1.事前申請日から助成対象となる予防接種の再接種の接種日および助成金の交付申請日までの間において、播磨町民である方 2.再接種の接種日において20歳未満の方 3.骨髄移植等によって、移植前に接種した定期予防接種にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方 4.再接種を受ける前に、播磨町に事前に申請を行っている方 5.生活保護受給者または町民税（所得割）の世帯合算額が23万5千円未満の方	各ワクチンの接種回数による	●生活保護受給者 再接種費用として医療機関に支払った額または播磨町が加古川医師会と契約している予防接種委託単価のいずれか低い額 ●生活保護受給者以外 上記の金額から本人負担として100分の10に相当する額を控除した額	あり	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
34 市川町	01 インフルエンザ		実施中		・6 5歳以上 ・6 0歳以上6 5歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身障手帳保持者）とする。	1回	自己負担額1,500円	なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	01 インフルエンザ		実施中	R2.11.2～	中学3年生	2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	02 おたふくかぜ		実施中	H28.4.1～	生後 1 2か月～就学前の児で、おたふくかぜに罹患したおとがなく、当該予防接種を 2 回受けていない者	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	04 肺炎球菌		実施中	H25.6.5～	・満6 5歳以上の方 ・満6 0歳～6 4歳の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身障手帳保持者）とする。 ただし、過去5年以内に予防接種を受けた方は対象外。	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		麻しん又は風しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	06 麻しん単独		実施中		麻しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	07 風しん単独		実施中		風しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	11 带状疱疹		実施中	R6.4.1～	満50歳以上の方で、生ワクチンの接種日または不活化ワクチン1回目の接種日がR6.4.1以降の方。ただし過去に県内（他市町含）で助成を受け予防接種を受けた方は対象外。	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	H31.4.1～	20歳未満で、造血幹細胞移植により、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	-	全額	なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
35 福崎町	01 インフルエンザ		実施中		1歳～15歳未満の者	年1回	2,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 (内線360～363)	生活保護世帯は全額公費負担

	04 肺炎球菌		実施中	平成26年10月1月	①65歳以上の高齢者②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活が極度に制限ある者 ※過去5年以内に、肺炎球菌の予防接種を受けたことがない者（但し、肺炎球菌予防接種に対して健康保険等の適応がある場合は除く）	1回	4,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		①S39.4.2生～H6.4.1生の男女の希望者②妊婦の同居者 ※但し、風しんに罹患した者、「麻しん風しん混合（MR）」「風しん」ワクチンいずれかを2回接種した者は除く	1回	7,500円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担
	06 麻しん単独		実施中		①S39.4.2生～H6.4.1生の男女の希望者②妊婦の同居者 ※但し、風しんに罹患した者、「麻しん風しん混合（MR）」「風しん」ワクチンいずれかを2回接種した者は除く	1回	5,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担
	11 帯状疱疹		実施中		①満50歳以上の者②令和6年4月1日以降の接種であること③他市町において本事業による助成を受けたことがない者の条件を満たす者	1回	4,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は上限8,000円
36 神河町	01 インフルエンザ		実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日において次のいずれかに該当する者。ただし、定期予防接種対象者は対象外とする。 ① 1 歳から中学 3 年生の者 ②身体障害者手帳 1 級（心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能）所持者のうち 4 0 歳から 5 9 歳の者 ③生活保護世帯の者	1 3 歳未満 2 回分 1 3 歳以上 1 回分	接種 1 回につき、接種費用から自己負担額 1, 5 0 0 円を引いた金額	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
	04 肺炎球菌		実施中		神河町に住所を有し、次のすべてに該当する者 ①満75歳以上の者又は満65歳以上の者で、心臓、腎臓及び呼吸器の機能に障害を有し、かつ身体障害者手帳1級の交付を受けている者 ②過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない者 ③予防接種に対し健康保険の適用がない者 ただし、予防接種の特例のより定期予防接種の対象となる場合は、対象外とする。	1回	4, 0 0 0 円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日に満 1 9 歳から 4 9 歳までの者、または妊婦の同居家族である者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。 ①過去に風しんに罹患した者 ②既に予防接種を 2 回受けている者 ③接種日現在妊娠している者	1 回	7, 5 0 0 円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	妊娠希望を助成の条件とはしていない
	07 風しん単独		実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日に満 1 9 歳から 4 9 歳までの者、または妊婦の同居家族である者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。 ①過去に風しんに罹患した者 ②既に予防接種を 2 回受けている者 ③接種日現在妊娠している者	1 回	5, 0 0 0 円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	妊娠希望を助成の条件とはしていない
	11 帯状疱疹		実施中		①神河町に住民登録があるもの ②満 5 0 歳以上のもの ③過去に帯状疱疹ワクチン予防接種の助成を受けたことのないもの	生ワクチンは 1 回分 不活化ワクチンは 2 回分	生ワクチンは 4, 0 0 0 円 不活化ワクチンは 1 0, 0 0 0 円× 2 回	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
	12 HPV		実施中		定期接種の年齢を過ぎて任意接種を受けた者で、次の全てに該当する者。 ①接種時点で神河町に住民登録があること。 ② 1 6 歳となる日の属する年度の末日までに定期接種が完了していないこと。 ③ 1 7 歳となる日の属する年度の初日から令和 6 年度の末日までに日本国内の医療機関で任意接種を受け実費負担したこと。 ④償還払いを受けようとする接種階数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	最大 3 回	全額	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		骨髄移植を受けた者	1 回	全額	あり	可	健康福祉課	0790-32-2421	
37 太子町	01 インフルエンザ		実施中	R5年10月	予防接種日の属する年度において、15歳又は18歳に達する者	1回	上限1,500円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
	01 インフルエンザ		実施中	令和2年10月	生後6か月以上の乳幼児	2回	1回の接種につき上限1,500円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	

	02 おたふくかぜ		実施中	R4年4月	生後 1 歳に達する日から 2 歳に達する日までの間にある者 ただし、令和4年4月1日以降に1歳に達する者	1回	上限3,000円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
	04 肺炎球菌		実施中	平成21年6月	65歳以上で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことのない者 （定期接種対象者を除く）	1回	4,475円 <生活保護世帯> 8,475円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
	07 風しん単独		実施中	平成25年7月	①妊婦の夫 ②妊娠を希望する満19歳以上の女性とその夫 ①または②のうち、風しん抗体価がHI法で16倍以下またはEIA法で8.0未満 の者（風しん第5期定期接種対象者を除く）	1回	風しん・・・3,831円 MR　・・・7,395円 <生活保護世帯> 風しん・・・6,831円 MR　・・・10,395円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	MRワクチンも助成対象
	11 帯状疱疹		実施中	令和6年4月	接種日に満50歳以上で、兵庫県内のいずれの市町においても助成 を受けたことがない者	1回	4,000円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	水痘ワクチンも対象
38 上郡町	01 インフルエンザ		実施中	平成29年10月	上郡町に住民登録がある ① 当該年度 1 歳～ 8 歳になる児 ② 妊婦	① 2 回 ② 1 回	① 3,000円を 1 回 1,500円を 1 回 ② 3,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	医療機関での減額
	02 おたふくかぜ		実施中	令和 6 年 4 月 1 日	上郡町に住民登録がある 1 歳～ 2 歳の間にある児	1 回	3,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	実施医療機関は、町内の医療機関のみ
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	平成31年3月	上郡町に住民登録がある H I 法16倍以下（他の検査方法でこれに相当する）の者 ① 妊娠を希望または予定している女性 ② 妊婦の同居家族	1 回	郡医師会と契約している金額を上限	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	医療機関での減額(町内の医療機関での接種は無料) ただし、出産後1か月以内に出産した医療機関で接種した場合は委託契約している金額を上限に償還払い
	08 水痘		実施中	令和 6 年 4 月 1 日	上郡町に住民登録がある満50歳以上の者	1 回	4,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払いと医療機関での減額 带状疱疹ワクチンと水痘ワクチンはどちらか一つを選択
	11 帯状疱疹		実施中	令和 6 年 4 月 1 日	上郡町に住民登録がある満50歳以上の者	2 回	5,000円/回	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払いと医療機関での減額 带状疱疹ワクチンと水痘ワクチンはどちらか一つを選択
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	平成31年 4 月	上郡町に住民登録がある接種日時点において20歳未満の者で、骨髄移植等によって、移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める者	再接種が必要な回数	郡医師会と契約している金額を上限	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払い 予防接種は、移植前に受けた定期予防接種の各ワクチンの回数分を助成
39 佐用町	01 インフルエンザ		実施予定		①満 1 歳以上接種時の属する年度において16歳未満の者。 ②高校生相当～65歳未満 ③満65歳以上の者及び60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定めるもの。	1回			可	健康福祉課	0790-82-0661	
	02 おたふくかぜ		実施中	H25.4	満1歳以上の就学前の者	2回	4490円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	04 肺炎球菌		実施中	H25.4	①65歳以上 ②（1）心臓、呼吸器、じん臓等の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスにより、身体障害者手帳1級を有する者（2）上記（1）と同程度以上の障害を有する者（例：人工透析を受けている者）	1回	①5760円 ②（1）心臓、呼吸器、じん臓等の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスにより、身体障害者手帳1級を有する者（2）上記（1）と同程度以上の障害を有する者（例：人工透析を受けている者）及び生活保護世帯は8760円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	H25.4	妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	8080円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	H25.4	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時に満50歳未満の方	1回	7260円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	

	07 風しん単独		実施中	H25.4	妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	6490円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	07 風しん単独		実施中	H25.4	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時に満50歳未満の方 妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	5660円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	08 水痘		実施中	H31.4	満50歳以上	1回	4500円 生活保護世帯は8500円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	09 三種混合		実施中	H31.4	就学前の1年間に接種する児 定期予防接種四種混合ワクチン 1 期追加を接種後 6 か月以上経過している 幼児	1回	4030円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	09 三種混合		実施中	H31.4	満11歳から13歳未満で定期予防接種二種混合ワクチンを接種していない者	1回	3210円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	10 不活化ポリオ		実施中	H31.4	就学前の1年間に接種する児	1回	6370円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
	11 帯状疱疹		実施中	R3.4	免疫不全等、生ワクチン接種が難しい満50歳以上	2回	11700円 生活保護世帯は21700円	なし	否	健康福祉課	0790-82-0661	
40 香美町	01 インフルエンザ		実施予定		任意予防接種 ・生後 6 か月から高校 3 年生までの方 ・65歳未満で障害者手帳をお持ちの方 ・65歳未満で特定疾病医療受給者証をお持ちの方	1 回	接種 1 回につき2,000円の助成	なし	可	健康課	0796-36-1114	
	04 肺炎球菌		実施中		香美町内に住所を有し、(1)または(2)のいずれかに該当する方 (1)今年度中に65歳になる方（昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生ま れの方） (2)接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己 の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免 疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を 有する方	1 回	接種費用に自己負担額 4,300円を差し引いた額	なし	可	健康課	0796-36-1114	
	07 風しん単独		実施中		予防接種日において香美町内に住民登録または外国人登録を有し 下記に該当する方 ○妊娠を希望する女性 ○妊婦と同居している家族 ※ただし、定期接種である風しん予防接種第 5 期の対象者は、対象外	1 回	接種 1 回につき5,000円の助成	なし	可	健康課	0796-36-1114	
	11 帯状疱疹		実施中		(1)町に住民登録がある者 (2)満50歳以上の者 (3)予防接種を受け、実費を負担した者 (4)助成を受けようとする分について、過去に助成を受けていない者	乾燥弱毒生水痘ワクチ ン「ビケン」は 1 回、乾燥 組換え帯状疱疹ワクチン 「シングリックス」は 2 回	接種費用の半額	なし	可	健康課	0796-36-1114	
41 新温泉町	01 インフルエンザ		実施中	令和 3 年 1 0 月 令和 6 年 1 0 月	生後 6 か月～ 1 8 歳（令和 6 年度末年齢）	1 3 歳未満 2 回 1 3 歳以上 1 回	1 回あたり上限2000円 下回る時は、接種費用相当額	なし	可	健康課	0796-99-2940	
	11 帯状疱疹		実施中		満50歳以上	生ワクチン： 1 回 不活化ワクチン： 2 回	接種費用の 2 分の 1（100円未満切 捨て）	なし	可	健康課	0796-99-2940	

任意予防接種の助成状況調査結果一覧【市町別】（令和6年4月1日時点）

健福名	市町名	ワクチン名	(その他の 場合)	実施状況	事業開始（予定） 時期	助成対象者	助成対象回数	助成額	所得 制限	県等から 住民への 助成事 業案内 可否	担当課等窓口名	連絡先	備考
01 神戸市	01 神戸市	01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月	接種日時点で神戸市に住民登録がある満1歳～12歳（13歳の誕生日の前日まで）の方	1回 多子世帯は2回	2,000円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
		02 おたふくかぜ		実施中		接種日時点で神戸市に住民登録がある満1歳～2歳（3歳のお誕生日の前日まで）の方	1回	2,000円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		接種日時点で神戸市に住民登録があり、下記の(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1) 15歳以上42歳の妊娠を希望する女性のうち、抗体価が低い方 (2) (1)の同居者のうち、抗体価が低い方 (3) 抗体価が低い妊婦の同居者のうち、抗体価が低い方	1回	2,500円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
		07 風しん単独	上記と同じ事業 ワクチンをMRか 風しん単独のど ちらかを選択可										
		11 帯状疱疹		実施中		接種日時点で神戸市に住民登録がある 満50歳以上の方 ※兵庫県下の他の自治体で同様の補助制度を利用した方は対象外	1回	4,000円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
02 姫路市	02 姫路市	02 おたふくかぜ		実施中	H29.4月	本市の住民票を有する1歳児（当該ワクチンの接種歴があるものを除く）	1回	3,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	H25.6月	昭和37年4月2日以降に生まれた風しんの抗体が不十分な市民	1回	5,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	助成目的は、先天性風しん症候群発生予防。
		07 風しん単独		実施中	H25.6月	昭和37年4月2日以降に生まれた風しんの抗体が不十分な市民	1回	5,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	助成目的は、先天性風しん症候群発生予防。
		11 帯状疱疹		実施中	R6.4月	本市の住民票を有する50歳以上で、兵庫県内の市町による帯状疱疹の費用助成を受けたことがない者	1回	4,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	R1.9月	医療行為によって治療前に受けた定期予防接種の再接種が必要であると医師が認めた20歳未満の者	再接種が必要な回数	姫路市医師会と契約している各種予防接種の委託料を上限とする。	あり	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	
03 尼崎市	03 尼崎市	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に風しん予防接種（乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん・風しん混合ワクチンの接種）を受けた者のうち、当該予防接種を受けた日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特に認める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性（将来の妊娠を含む） (2) 前号に規定する者の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの (3) 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの		2,500円 生活保護受給者の方、中国残留邦人等の方は全額助成	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
		07 風しん単独		実施中		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に風しん予防接種（乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん・風しん混合ワクチンの接種）を受けた者のうち、当該予防接種を受けた日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特に認める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性（将来の妊娠を含む） (2) 前号に規定する者の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの (3) 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの		2,500円 生活保護受給者の方、中国残留邦人等の方は全額助成	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	

		11 带状疱疹		実施予定		尼崎市に住民登録があり、接種日現在で満50歳以上のもの		4, 0 0 0円	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年9月1日	(1) 助成対象予防接種の接種日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 助成対象予防接種を受ける日において20歳未満の者であること。 (3) 骨髄移植等の前に法、施行規則及び実施規則の規定に基づき実施された定期予防接種の免疫が骨髄移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認める者であること。 上記（１）、（２）、（３）の法第2条第7項の規定に基づく接種対象者の保護者	再接種が必要な回数	再接種費用として医療機関に支払った額。 ただし、本市の定める基準額を上限とする。	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
04 明石市	04 明石市	01 インフルエンザ		実施中	平成27年4月～	以下の①～③すべてに該当される方 ①0～3歳未満の方 ②明石市内に住所を有する方 ③定期予防接種を開始している方(同時スタート也可)	2回		なし	可	こども健康課	078-918-5656	インフルエンザとおたふくかぜから計2回まで選択。
		02 おたふくかぜ		実施中	平成27年4月～	以下の①～③すべてに該当される方 ①0～3歳未満の方 ②明石市内に住所を有する方 ③定期予防接種を開始している方(同時スタート也可)	2回		なし	可	こども健康課	078-918-5656	インフルエンザとおたふくかぜから計2回まで選択。
		04 肺炎球菌		実施中		下記すべてに該当する65歳以上の明石市民 (1) これまでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがあり、かつ、肺炎球菌ワクチンの接種を受けてから5年以上経過している人 (2) 基礎疾患等を有することにより肺炎に罹患した場合に重症化する可能性が高いため、肺炎球菌ワクチンの再接種が必要と医師が認めた人	規定なし	生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付制度受給者：上限8,174円。 上記該当者以外：上限4,174円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わない。
		07 風しん単独		実施中		下記のいずれかに該当し、風しん抗体価が低い（HI法16倍以下相当）と判定された明石市民 (1) 妊娠を希望する女性 (2) 妊娠を希望する女性の同居家族 (3) 妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・使用するワクチンは風しん単独ワクチンまたはMRワクチン ・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わない。
		11 带状疱疹		実施予定		満50歳以上の明石市民	1回	上限4,000円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・使用するワクチンは水痘ワクチン（生）または带状疱疹ワクチン（不活化） ・令和6年4月1日以降に接種したものが対象。 ・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わない。
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和2年4月～	移植前に定期予防接種で得た免疫が骨髄移植等（化学療法含む）によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師に認められた、再接種を受ける日において20歳未満の明石市民である者	—	明石市が定めた金額を上限として、対象者が医療機関に支払った再接種の費用	なし	可	こども健康課	078-918-5656	
05 西宮市	05 西宮市	11 带状疱疹		実施中	令和6年5月1日（令和6年4月1日遡及）	以下すべてに該当する者。 ・西宮市内に住所を有し、予防接種を受ける日において満50歳以上であること。 ・兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこと。 ・令和6年4月1日以降の接種であること。	1回	4,000円	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	「令和6年度兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱」に基づき、「令和6年度西宮市带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱」により実施
		12 HPV		実施中	令和4年4月1日	以下すべてに該当する者。 ・令和4年4月1日時点で西宮市に住民登録があり、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 ・17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関でヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）ワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ・償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	1～3回	実費に相当する額	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	

		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年9月1日 (平成31年4月1日遡及)	市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であり、骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	対象予防接種の法定回数	申請者が医療機関に支払った予防接種費用又は市が定める上限額のいずれか低い額の全額	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	「令和6年度兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱」に基づき、「西宮市骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱」により実施
07 芦屋	07 芦屋市	05 麻しん風しん混合 (MR)	麻しん風しん混合ワクチン	実施中		接種時において芦屋市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、現在、妊娠中又はその可能性のある方は除く。 (1) 風しん罹患歴がなく、妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する20歳以上の女性 (将来の妊娠を含む。) (2) 風しん罹患歴がなく、MMR又はMR又は風しんワクチンの接種歴のない妊婦の同居家族。	ワクチンの種類問わず1回限り	接種にかかる費用のうち、麻しん風しん混合ワクチン2,500円、風しんワクチン1,500円を助成 ただし、生活保護受給者については、接種費用の全額を助成する。	なし	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
		07 風しん単独	風しんワクチン	実施中	令和6年4月1日	接種時において芦屋市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、現在、妊娠中又はその可能性のある方は除く。 (1) 風しん罹患歴がなく、妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する20歳以上の女性 (将来の妊娠を含む。) (2) 風しん罹患歴がなく、MMR又はMR又は風しんワクチンの接種歴のない妊婦の同居家族。	ワクチンの種類問わず1回限り	接種にかかる費用のうち、風しんワクチン1,500円を助成 ただし、生活保護受給者については、接種費用の全額を助成する。	なし	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
		11 帯状疱疹		検討中	令和6年8月1日開始予定 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間で実施された接種を助成対象とする。	次の各号をすべて満たすもの。 (1) 芦屋市に住所を有し接種時において満50歳以上であること。 (2) 兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこと。	ワクチンの種類問わず1回限り	ワクチンの種類問わず4,000円を助成	なし	否	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	助成対象者等記載している内容は現時点での予定となっており確定しているものではありません。 県等内容の確定以降案内いただくをお願いします。
		12 HPV		実施中	令和4年8月15日	次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 令和4年4月1日時点で芦屋市に住民登録があること。 (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。)を受けていないこと。	最大3回	実費相当額 (領収書がない場合、別途接種費用の設定あり)	なし	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中		次の各号をすべて満たすもの。 (1) 予防接種を受ける日において芦屋市内に住所を有し、20歳未満であること。 (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認めること。 (3) 前号の事由により、助成を受けようとする年度の初日以降に再接種を受けようとしていること。 (4) 定期接種が、実施規則に定める予防接種の接種回数及び接種間隔の規定に違反してなされたものでないこと。	必要性に応じ接種を行う	予防接種に要した費用もしくは芦屋市の予防接種の委託料単価のうち、いずれか低い金額から自己負担分 (1割)を除いた費用を助成 ただし、生活保護世帯に属する場合は、医療機関に支払った予防接種料又は委託金額のいずれか低い額を助成	あり	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
08 宝塚	14 宝塚市	05 麻しん風しん混合 (MR)		実施中		定期予防接種対象期間に医学的に接種が不適当と判断された市民。	第1期・第2期それぞれ1回ずつ	全額		可	健康推進課 (宝塚市立健康センター) 予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。
		11 帯状疱疹		実施予定	令和6年7月1日 (同年4月1日遡及)	以下のすべてに該当する方 ・接種時点で50歳以上の市民 ・接種日が令和6年4月1日以降 ・他自治体で実施されている同様の助成制度を利用していないこと	1回	4,000円 ただし予防接種費用が4,000円未満の場合は接種費用の全額を助成	なし	可	健康推進課 (宝塚市立健康センター) 予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056	
		12 HPV		実施中		当該年度において高校2年生相当年齢の女子であって、高校1年生相当年齢までに子宮頸がん予防ワクチンの接種を開始しており、当該年度中に残りの接種を受ける宝塚市民。	最大2回	全額		可	健康推進課 (宝塚市立健康センター) 予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。 ※令和7年3月末まではキャッチアップ接種を優先。

		12 HPV		実施中		平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までの間に2価HPVワクチン又は4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したもの。	最大3回	17,963円を上限とした全額（領収書がない場合、別途上限額の設定あり）		可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	助成はキャッチアップ接種が終了するR7.3.31まで
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中		兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱と同じ	兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱と同じ	予防接種料の100分の90。ただし生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は予防接種量の全額。	あり	可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	
		14 その他	BCG	実施中		生後12か月に達するまでの期間に医学的に接種が不適当と判断された者で、生後12か月以上18か月未満の市民。	1 回	全額	なし	可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。
	19 三田市	11 带状疱疹		実施予定		(1) 接種日及びこの要綱に基づく申請日時点で三田市に住民登録がある者 (2) 接種日において満 5 0 歳以上である者 (3) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に日本国内の医療機関で乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え带状疱疹ワクチンの任意接種を受け、実費を負担した者 (4) 兵庫県内のいずれの市町においても兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業による助成を受けたことがない者			なし	可	健康増進課	079-559-6155	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中		(1)再接種の助成対象認定申請時及び再接種を受ける日(以下「再接種日」という。)において、市内に住所を有し、再接種日において 2 0 歳未満であること。 (2)骨髄移植等の前に受けた予防接種法(昭和 2 3 年法律第 6 8 号)第 2 条第 2 項に定められた疾病に係る予防接種が、予防接種実施規則(昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号。以下「実施規則」という。)に定める予防接種の接種回数及び接種間隔の規定違反してなされたものでないこと。 (3)骨髄移植によって、移植前に受けた予防接種法第 2 条第 2 項に定められた疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要になったと医師が認める者であること。		実際に再接種に要した費用又は三田市予防接種費助成金交付要綱(平成 2 3 年 4 月 1 日施行)に定める助成額の上限額のいずれか低い額(以下「助成基準額」という。)に100分の10を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)を助成基準額から減じた額とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受給下野に対する助成金の額は、助成基準額と同額とする。	あり	可	子ども政策課	079-559-5701	
09 伊丹	08 伊丹市	11 带状疱疹	令和 6 年6月補正予算議決後に実施予定	実施予定		予防接種を受ける日において、市内に住民登録があること、かつ50歳の誕生日の前日以降であること。またその接種は令和6年4月1日～令和7年3月31日であること。	1回	接種費用又は上限4千円	なし	可	健康福祉部保健医療推進室母子保健課	072-784-8034	「令和 6 年度兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱」に基づき、「伊丹市带状疱疹ワクチン接種費助成事業実施要綱」により実施
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年10月1日	市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であり、骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法に基づく予防接種で予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	該当するもの	接種費用×90／100	あり	可	健康福祉部保健医療推進室母子保健課	072-784-8034	兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱に基づき、「伊丹市予防接種再接種費用の助成に対する要綱」により実施
	17 川西市	11 带状疱疹		実施予定	令和 6 年 7 月				なし	否			現在市要綱を検討中
		12 HPV		実施中	令和 4 年 7 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日	(1) 平成 9 年 4 月 2 日から平成 1 7 年 4 月 1 日までの間に出生した女子であること。 (2) 令和 4 年 4 月 1 日時点で川西市の住民基本台帳に登録されていること。 (3) 1 6 歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において 3 回の接種を完了していないこと。 (4) 1 7 歳となる日の属する年度の初日から令和 3 年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降 2 価 H P V ワクチン又は組換え沈降 4 価 H P V ワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (5) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 1 条の 3 第 1 項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第 2 号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。 (6) 償還払いと同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を川西市以外の市区町村から受けていないこと。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。		償還払いを行うことが決定した者に対し、1 7 歳となる日の属する年度の初日から令和 3 年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降 2 価 H P V ワクチン又は組換え沈降 4 価 H P V ワクチンの任意接種を受け、実費を負担（最大 3 回接種分まで）に相当する額を支給するものとする。但し、実費を支払った事実及びその額並びに接種を行った日及び回数を証明できる書類を提出しない場合における償還額は、1 回接種分当たり 1 5 , 9 5 0 円とする。	なし	可	川西市保健センター予防接種担当	072-758-4721	

		13 骨髓移植後等の再接種		実施中	令和元 年 1 0 月 1 日	(1)再接種の 助成対象認定 申請時及び再接種を受ける日（以下「再接種日」という。）において 市内に住所を有し、かつ、再接種日において2 0歳未満であること。ただし、予防接種法施行規則（昭和2 3 年厚生省令第3 6 号）第2 条の6 の表に掲げる特定疾病（結核を除く。）にあっては、同表に掲げる年齢未満であること。 (2)骨髓移植等によって、移植前に受けた予防接種法第2 条第 2 項 各号に掲げる疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下 し、又は消失したため、再接種が必要であると医師が認めた者であること。 (3) 再接種日が平成3 1 年4 月1 日以降であること。		助成金の額は、実際に再接種に要した費用又は市と一般社団法人兵庫県医師会との間で締結されている広域的予防接種委託契約に基づく予防接種の費用の上限額のいずれか少ない額（以下「助成基準額」という。）に1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数 が生じたときは、これを切り捨てる。）を助成基準額から減じた額とする。	あり	可	川西市保健センター予防接種担当	072-758-4721	
	30 猪名川町	03 B型肝炎		実施中	令和2年4月1日	定期予防接種期限から1年以内（ただし定期予防接種期間中に接種を開始した者に限る）	1～2回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		04 肺炎球菌		実施中	平成24年4月1日	接種時75歳以上かつ心臓・腎臓・呼吸器・免疫等の機能に障がい有する方のうち、身体障がい手帳1級から4級を有するもの	1回	上限4,000円	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		06 麻しん単独		実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		07 風しん単独		実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		08 水痘		実施中	令和2年4月1日	定期予防接種期限から1年以内（ただし定期予防接種期間中に接種を開始した者に限る）	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		11 帯状疱疹		実施予定	令和6年度中予定	（1）接種時に猪名川町住民かつ満50歳以上の者（2）他の自治体を実施する本事業による助成を受けていないこと（3）令和6年4月1日以降の接種であること	1回	上限4,000円ただし接種費用が上限額を下回る場合は接種費用	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		13 骨髓移植後等の再接種		実施中	平成3 1 年4月	骨髓移植手術等の医療行為により、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断されたもの。 認定申請日、再接種を受ける日において、町内に住所を有し、20歳未満であること	対象予防接種の法定回数	猪名川町が定める基準額を上限	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
10 加古川	11 加古川市	02 おたふくかぜ		実施中	平成18年度	1歳以上4歳未満	1回	2,000円	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		加古川市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望している者 ②妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	地域医療課	079-427-9100	
		07 風しん単独		実施中		加古川市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望している者 ②妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	地域医療課	079-427-9100	
		09 三種混合		実施中	令和4年4月1日	小学校就学前の1年間	1回	2,000円	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
		11 帯状疱疹		実施中		加古川市に住所を有する方で、以下の条件全てに該当する方 ①満50歳以上 ②令和6 年4 月1 日以降の接種であること	・生ワクチン1 回 ・不活化ワクチン2 回	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	地域医療課	079-427-9100	
		12 HPV		実施中	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	以下すべてに該当する者。 ・令和4年4月1日時点で加古川市に住民登録があり、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 ・17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関でヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）ワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ・償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	1～3回	16,753円を上限とした全額（領収書がない場合は上限15,000円）	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
		13 骨髓移植後等の再接種		実施中	令和2年4月1日（令和6年度より拡充）	移植前に定期予防接種で得た免疫が骨髓移植等（化学療法含む）によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師に認められた、再接種を受ける日において20歳未満の加古川市民である者	—	加古川市が定めた金額を上限として、対象者が医療機関に支払った再接種の費用	なし	可	育児保健課	079-454-4188	令和6年度より化学療法等を含め、一部負担額は無くし、所得制限を撤廃した。

		11 带状疱疹		実施中		50歳以上の者	ワクチン種別に限らず1回	上限4,000円	なし	可	健康都市推進課	0795-22-3111	
16 高砂市		02 おたふくかぜ		実施中	平成 3 1 年 4 月	予防接種日において高砂市に住所を有する生後 1 歳以上 2 歳以下の者のうち、過去におたふくかぜの罹患歴がなく、かつ、おたふくかぜの予防接種の歴がないもの	1回	上限 2, 0 0 0 円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	平成 2 7 年 4 月	申請した日及び予防接種をした日において高砂市に住所を有する者のうち、過去に風しんの罹患歴がなく、かつ、風しんの予防接種歴がない者であって、次の各号いずれかに該当するものとする。 （１）妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性(将来の妊娠を含む。) （２）妊娠の同居家族	1回	上限 5, 0 0 0 円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
		07 風しん単独		実施中	平成 2 7 年 4 月	申請した日及び予防接種をした日において高砂市に住所を有する者のうち、過去に風しんの罹患歴がなく、かつ、風しんの予防接種歴がない者であって、次の各号いずれかに該当するものとする。 （１）妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性(将来の妊娠を含む。) （２）妊娠の同居家族	1回	上限 5, 0 0 0 円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
		09 三種混合		実施中	令和 5 年 4 月	予防接種日において高砂市に住所を有する 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学前の 1 年間にある者	1回	上限 2, 0 0 0 円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
		11 带状疱疹		実施中	令和 6 年 4 月	予防接種日において高砂市に住所を有する満 5 0 歳以上の者であって、過去に一度も助成を受けていない者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2 回	生ワクチン：上限 4, 0 0 0 円 不活化ワクチン：上限 1 0, 0 0 0 円/ 1 回	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	平成 3 1 年 1 0 月	予防接種日において高砂市に住所を有する満 2 0 歳の者、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）骨髄移植等により、過去に受けた定期予防接種(B C Gを除く A 類疾病に対する予防接種)で得た免疫が低下または消失したため、再接種が必要と認めた者 （２）再接種を受ける前に高砂市に申請し、助成対象者であると認定されている者 （３）生活保護受給者または市町民税（所得割）の世帯合算額が 2 3 万 5 千円未満の者	定期予防接種の接種回数を上限	1.医療機関に支払った再接種料金 2.高砂市が規定する予防接種料金 生活保護受給者は以下の1.と2.のうち少ない方の額 生活保護受給者以外(市町民税所得の世帯合算額が 2 3 万 5 千円)の者は1.と2.のうち少ない方の金額から本人負担として 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を控除した金額	あり	可	健康増進課	079-443-3936	
32 稲美町		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	平成31年4月1日	①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ※風しんにかかったことがなく、予防接種歴のない方	1人1回のみ	上限5,000円	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
		07 風しん単独		実施中	平成31年4月1日	①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ※風しんにかかったことがなく、予防接種歴のない方	1人1回のみ	上限5,000円	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
		11 带状疱疹		実施中	令和 6 年 4 月 1 日	稲美町の住民基本台帳に登録がある50歳以上の人	生ワクチンは 1 回 不活化ワクチンは 2 回	生ワクチンは4,000円 不活化ワクチンは10,000円×2回	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
33 播磨町		02 おたふくかぜ		実施中	平成25年 4 月	1歳～小学校入学前の幼児	1回	2,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	平成25年 6 月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である 2 回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		06 麻しん単独		実施中	令和 6 年 4 月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である 2 回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		07 風しん単独		実施中	平成25年 6 月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である 2 回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		09 三種混合		実施中	令和 3 年 4 月	5歳以上7歳未満の間で就学前の幼児（年長の学年の幼児）	1回	2,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		10 不活化ポリオ		実施中	令和 5 年 4 月	5歳以上7歳未満の間で就学前の幼児（年長の学年の幼児）	1回	4,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	

		11 帯状疱疹		実施中	令和6年4月	50歳以上の者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：上限 2回 (いずれか一方のみ)	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円/回	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年8月	下記のすべてに該当する方 1.事前申請日から助成対象となる予防接種の再接種の接種日および助成金の交付申請日までの間において、播磨町民である方 2.再接種の接種日において20歳未満の方 3.骨髄移植等によって、移植前に接種した定期予防接種にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方 4.再接種を受ける前に、播磨町に事前に申請を行っている方 5.生活保護受給者または町民税（所得割）の世帯合算額が23万5千円未満の方	各ワクチンの接種回数による	●生活保護受給者 再接種費用として医療機関に支払った額または播磨町が加古川医師会と契約している予防接種委託単価のいずれか低い額 ●生活保護受給者以外 上記の金額から本人負担として100分の10に相当する額を控除した額	あり	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
11 加東	13 西脇市	01 インフルエンザ		実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で6歳未満の者	1人につき3回 (インフルエンザ、おたふくかぜ、不活化ポリオの中で3回まで)	2,000円（2,000円券を1人につき3枚交付、1回の接種に1枚使用）	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
		02 おたふくかぜ		実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で6歳未満の者	1人につき3回 (インフルエンザ、おたふくかぜ、不活化ポリオの中で3回まで)	2,000円（2,000円券を1人につき3枚交付、1回の接種に1枚使用）	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
		04 肺炎球菌		実施中		定期予防接種の対象者以外で、前回の肺炎球菌ワクチン接種から5年を経過しており、下記(1)もしくは(2)に該当する者 (1) 60歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 (2) 66歳以上の者	1回	4,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		(1) 昭和38年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた者 (2) 妊婦の同居親族で、昭和38年4月1日以前に生まれた者 ※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方は対象外	MRワクチンか 風しん単独ワクチンどちらか1回	5,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	妊娠希望の有無は問わない
		07 風しん単独		実施中		(1) 昭和38年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた者 (2) 妊婦の同居親族で、昭和38年4月1日以前に生まれた者 ※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方は対象外	MRワクチンか 風しん単独ワクチンどちらか1回	3,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	妊娠希望の有無は問わない
		10 不活化ポリオ		実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で6歳未満の者	1人につき3回 (インフルエンザ、おたふくかぜ、不活化ポリオの中で3回まで)	2,000円（2,000円券を1人につき3枚交付、1回の接種に1枚使用）	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和2年4月1日	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 骨髄移植手術等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。 (2) 前号の理由により再接種を受けようとしていること。 (3) 過去に受けた予防接種が規則の規定によるものであること。 (4) 再接種を受ける日において、市内に住所を有し、かつ、20歳未満であること。		西脇市が定めた金額を上限として、対象者が医療機関に支払った再接種費用	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
	15 三木市	01 インフルエンザ		実施中	平成27年10月	65歳未満で、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害で身体障害者手帳2級以上を保有している方	1回/年 13歳未満は2回/年	令和6年度より、一部助成で検討中	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	60歳以上65歳未満の厚生労働省令に該当する定期予防接種対象者を除く
		02 おたふくかぜ		実施中	令和3年4月	1歳から2歳未満の幼児	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	
		04 肺炎球菌		実施中	平成26年10月	65歳以上の高齢者（定期対象者以外を助成）	1回	4,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	H25.4月より、75歳以上で実施してきた経緯あり
		04 肺炎球菌		実施中	平成21年10月	じん臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害で身体障害者手帳を保有している方又は人工透析を受けている方 H25.4月より 心臓機能障害、肝臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害で、身体障害者手帳を保有している方に対象を拡大	1回	全額	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	H26.10月より、65歳以上の5歳刻みの定期予防接種年齢及び60歳以上65歳未満の厚生労働省令に該当する定期予防接種対象者を除く

		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	平成25年4月	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時50歳未満の方（妊娠希望を助成条件とはしていない。）	1回	5,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	風しん第5期定期予防接種対象者を除く
		07 風しん単独		実施中	平成25年4月	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時50歳未満の方（妊娠希望を助成条件とはしていない。）	1回	3,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	風しん第5期定期予防接種対象者を除く
		11 带状疱疹		実施予定	令和6年7月 （令和7年度の実施は未定）	65歳以上で、県内の他市町で同様の助成を受けてない方	1回	上限4,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	
18 小野市	01 インフルエンザ			実施予定	令和6年10月中に開始予定	接種日時点において、市に住民登録がある生後6か月から高校3年生の者	①生後6か月から12歳：2回接種分 ②13歳から高校3年生：1回接種分	①3000円 ②1500円	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	小野市行政措置予防接種実施要綱に基づき実施。
	04 肺炎球菌			実施中	令和6年4月1日開始	接種日時点において、市に住民登録がある満66歳以上の方	過去に接種していない者に限り1回	全額助成	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	小野市行政措置予防接種実施要綱に基づき実施。
	04 肺炎球菌			実施中	平成21年7月	①腎機能障害、②呼吸器機能障害、③免疫機能障害の手帳を有する方	原則として1回	全額助成	なし	可	社会福祉課	0794-63-1011	一定の要件を満たす場合は、初回接種から5年以上経過したとき再接種が可能。（小野市肺炎球菌予防接種費助成事業）
	11 带状疱疹			実施予定	令和6年6月1日開始予定	接種日時点において、市に住民登録がある満50歳以上の方 令和6年4月1日から5月31日接種分も助成対象（償還払い）	ワクチンの種類に関わらず1回のみ	生ワクチン：8000円 不活化ワクチン：8000円	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	令和6年度兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補助事業実施要綱に基づき実施。
20 加西市	01 インフルエンザ			実施予定	令和6年10月より実施予定	1歳児から中学3年生の市民、産後1年以内の産婦	年1回	上限2,000円	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	02 おたふくかぜ			実施中		1歳～2歳未満（1歳の誕生日～2歳の誕生日前日まで） 平成30年4月2日～令和元年4月1日生まれ（年長児）	各対象期間に1回ずつ	接種費用の1/2（上限3,000円）	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	04 肺炎球菌			実施中		予防接種を受ける日に加西市内に住所を有する66歳以上の方で、過去に23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方	1回	接種費用の1/2（上限3,500円）	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	11 带状疱疹			実施中		次の項目にすべて当てはまる方 ・予防接種当日に加西市に住民登録のある満50歳以上の者 ・過去に加西市の助成を受けて带状疱疹ワクチンを接種したことがない者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：接種費用の1/2（上限4,000円） 不活化ワクチン：接種費用の1/2（上限10,000円）	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	13 骨髄移植後等の再接種			実施中		次のいずれにも該当する方の保護者の方 （1）再接種を受ける日において、加西市に住民登録がある方で20歳未満の方 （2）骨髄移植手術等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下、または消失したため医師より再接種が必要とされた方 （3）骨髄移植手術等を受ける前に、定期予防接種を既定の接種回数及び接種間隔で受けた方	再接種した回数 ※対象となる予防接種あり。 （1）法第2条第2項で定められたA類疾病に係る予防接種であること。 （2）使用するワクチンが実施規則の規定によるワクチンであること。 （3）医師が必要と認める予防接種であること。 （4）令和3年4月1日以降に受けた接種であること	再接種に要した費用。ただし、市が規定する各予防接種単価を上限とする。 ※抗体検査や医師が記入する理由書等の文書料は含まない。	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
28 加東市	02 おたふくかぜ			実施中	H26.4月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、生後12月から小学校就学の始期に達するまでの間にある者	1回	全額	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 過去にこの助成を受けた者
	04 肺炎球菌			実施中	H21.12月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、内部障害に係る身体障害者手帳を有する者	1回	全額	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 ・過去にこの助成を受けた者 ・過去に自費で接種した者 ・令和6年度定期予防接種対象者
	05 麻しん風しん混合（MR）			実施中	H25.7月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、風しん抗体検査の結果が次のいずれかに該当する者 (A)HI法で16倍以下の者 (B)EIA法で陰性、判定保留、EIA価8.0未満又は国際単位30IU/mL未満の者 (C)LTI法で陰性、判定保留又は国際単位30IU/mL未満の者 (D)ELFA法、CLEIA法で陰性、判定保留又は国際単位45IU/mL未満の者	1回	風しん単独：3,000円 麻しん風しん混合：7,000円	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 ・過去にこの助成を受けた者 ・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、風しん抗体検査の結果が国基準に該当する者

		12 HPV		実施中	R5.4月	R4年4月1日に本市の住民基本台帳に記録されていた者で、次のいずれにも該当する者 (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること (2) 16歳に達する日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと (3) 17歳に達する日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、その接種を行った医療機関に対して接種費用を支払ったこと (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと	最大3回	全額又は接種日の属する年度に市と一般社団法人小野市・加東市医師会とが締結した委託契約に定める単価	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 償還払いと同種のものである費用助成を他の市区町村から受けた者
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	H30.10月	造血細胞移植手術等の医療行為により、定期の予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、任意で再接種を受けた未成年者（再接種を受ける日において、本市の住民基本台帳に記録されている者）	再接種した回数	再接種日の属する年度に市が一般社団法人小野市・加東市医師会と契約した当該予防接種の単価を上限	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 再接種を受ける日において、成人している者
	31 多可町	01 インフルエンザ	小児	実施中	平成30年10月～	①生後6か月から中学3年生	①生後6か月から13歳未満 2回接種 ②13歳以上から中学3年生 1回接種	①2,000円×2枚 ②2,000円×1枚	なし	可	多可町健康課	0795-32-5121	個別案内
		04 肺炎球菌		実施中	平成24年4月～	(1) 内部障害の身体障害者手帳を有する者 (2) 66歳以上の者 ただし、当該年度高齢者肺炎球菌予防接種の対象者及び過去に高齢者肺炎球菌予防接種で接種した者は除く。	1回	4,000円 生保の人は全額助成	なし	否			H P等で周知
		07 風しん単独		実施中	平成25年7月～	風しんに罹患したことがなく、風しん予防接種を2回受けたことがない次に該当する人 ①平成2年4月1日以前生まれで49歳以下の人 ②妊婦の同居家族	1回	M Rワクチン 5,000円 風しんワクチン 3,000円	なし	否			H P等で周知
		11 帯状疱疹		実施予定	令和6年7月～	(1) 町内に住所を有し、予防接種を受ける日において満50歳以上であること。 (2) 兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこと。 (3) 令和6年4月1日以降の接種であること。	1回	4,000円	なし	否			広報、H P等で周知
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和2年4月～	次の要件を全て満たす者 (1) 町内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。 (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種で得られていた免疫が低下若しくは消失したため、再接種が必要と医師が認める者 (3) 申請を行う年度における4月1日以降の再接種であること。	必要な予防接種数	再接種に要した費用又は再接種日の属する年度に医師会と締結した予防接種委託契約の金額のいずれか低い額	あり	否			H P等で周知
12 中播磨	34 市川町	01 インフルエンザ		実施中		・65歳以上 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身障手帳保持者）とする。	1回	自己負担額1,500円	なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		01 インフルエンザ		実施中	R2.11.2～	中学3年生	2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		02 おたふくかぜ		実施中	H28.4.1～	生後12か月～就学前の児で、おたふくかぜに罹患したおとがなく、当該予防接種を2回受けていない者	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		04 肺炎球菌		実施中	H25.6.5～	・満65歳以上の方 ・満60歳～64歳の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身障手帳保持者）とする。ただし、過去5年以内に予防接種を受けた方は対象外。	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		麻しん又は風しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし

		06 麻しん単独		実施中		麻しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		07 風しん単独		実施中		風しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		11 帯状疱疹		実施中	R6.4.1～	満50歳以上の方で、生ワクチンの接種日または不活化ワクチン1回目の接種日がR6.4.1以降の方。ただし過去に県内（他市町含）で助成を受け予防接種を受けた方は対象外。	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	H31.4.1～	20歳未満で、造血幹細胞移植により、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	-	全額	なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
35 福崎町	01 インフルエンザ		実施中			1歳～15歳未満の者	年1回	2,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担
	04 肺炎球菌		実施中	平成26年10月1月	①65歳以上の高齢者②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活が極度に制限ある者 ※過去5年以内に、肺炎球菌の予防接種を受けたことがない者（但し、肺炎球菌予防接種に対して健康保険等の適応がある場合は除く）	1回	4,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担	
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		①S39.4.2生～H6.4.1生の男女の希望者②妊婦の同居者 ※但し、風しんに罹患した者、「麻しん風しん混合（MR）」「風しん」ワクチンいずれかを2回接種した者は除く	1回	7,500円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担	
	06 麻しん単独		実施中		①S39.4.2生～H6.4.1生の男女の希望者②妊婦の同居者 ※但し、風しんに罹患した者、「麻しん風しん混合（MR）」「風しん」ワクチンいずれかを2回接種した者は除く	1回	5,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担	
	11 帯状疱疹		実施中		①満50歳以上の者②令和6年4月1日以降の接種であること③他市町において本事業による助成を受けたことがない者の条件を満たす者	1回	4,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560 （内線360～363）	生活保護世帯は上限8,000円	
36 神河町	01 インフルエンザ		実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日において次のいずれかに該当する者。ただし、定期予防接種対象者は対象外とする。 ① 1 歳から中学 3 年生の者 ②身体障害者手帳 1 級（心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能）所持者のうち 4 0 歳から 5 9 歳の者 ③生活保護世帯の者	1 3 歳未満 2 回分 1 3 歳以上 1 回分	接種 1 回につき、接種費用から自己負担額 1, 5 0 0 円を引いた金額	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421		
	04 肺炎球菌		実施中		神河町に住所を有し、次のすべてに該当する者 ①満75歳以上の者又は満65歳以上の者で、心臓、腎臓及び呼吸器の機能に障害を有し、かつ身体障害者手帳1級の交付を受けている者 ②過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない者 ③予防接種に対し健康保険の適用がない者 ただし、予防接種の特例のより定期予防接種の対象となる場合は、対象外とする。	1回	4, 0 0 0 円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421		
	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日に満 1 9 歳から 4 9 歳までの者、または妊婦の同居家族である者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。 ①過去に風しんに罹患した者 ②既に予防接種を 2 回受けている者 ③接種日現在妊娠している者	1 回	7, 5 0 0 円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	妊娠希望を助成の条件とはしていない	
	07 風しん単独		実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日に満 1 9 歳から 4 9 歳までの者、または妊婦の同居家族である者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。 ①過去に風しんに罹患した者 ②既に予防接種を 2 回受けている者 ③接種日現在妊娠している者	1 回	5, 0 0 0 円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	妊娠希望を助成の条件とはしていない	

13 龍野		11 带状疱疹		実施中		①神戸町に住民登録があるもの ②満50歳以上のもの ③過去に带状疱疹ワクチン予防接種の助成を受けたことのないもの	生ワクチンは1回分 不活化ワクチンは2回分	生ワクチンは4,000円 不活化ワクチンは10,000円×2回	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
		12 HPV		実施中		定期接種の年齢を過ぎて任意接種を受けた者で、次の全てに該当する者。 ①接種時点で神戸町に住民登録があること。 ②16歳となる日の属する年度の末日までに定期接種が完了していないこと。 ③17歳となる日の属する年度の初日から令和6年度の末日までに日本国内の医療機関で任意接種を受け実費負担したこと。 ④償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	最大3回	全額	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中		骨髄移植を受けた者	1回	全額	あり	可	健康福祉課	0790-32-2421	
	27 宍粟市	01 インフルエンザ		実施中	令和2年10月	市内に住所を有する接種日に生後6か月から18歳の者	13歳未満2回 13歳以上1回	1回上限1000円	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
		04 肺炎球菌		実施中	平成25年4月	市内に住所を有する後期高齢者医療被保険者で、下記の①又は②に該当し、過去5年以内に接種を受けていない者 （定期接種対象者を除く） ①身体障がい者手帳内部疾患1～4級所持者 ②上記の障害の程度と同程度以上の障害を呈す	1回	上限4000円	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
		11 带状疱疹		実施中	令和6年4月	下記の①～③に該当する人 ①市内に住所を有する満50歳以上の者 ②令和6年4月1日以降に任意接種を受けている者 ③他の地方公共団体等から助成金等の交付を受けていないこと	生ワクチン1回 不活化ワクチン2回	生ワクチン：4000円 不活化ワクチン：10000円	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
		12 HPV		実施中	令和4年12月	①令和4年4月1日時点で宍粟市に住民登録があり、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 ②17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で2価または4価のHPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ③償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。 ④償還払いと同種のものであると本市が認める措置による費用の償還を、本市以外の市区町村から受けていないこと。	最大3回	実費又は予防接種を受けた日における本市と一般社団法人宍粟市医師会との委託契約に基づく予防接種の費用のいずれか少ない額	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和元年9月	①市内に住所を有し、再接種を受ける日において20歳未満の者 ②骨髄移植等を行ったことで移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 ③接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。	再接種が必要な回数	再接種に要した費用又は再接種日の属する年度に市が一般社団法人宍粟市医師会と締結した予防接種委託契約の金額のいずれか少ない額	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
	29 たつの市	01 インフルエンザ		実施予定		平成30年4月2日生～令和6年6月30日生（接種当日生後6か月以上の乳児～就学前の幼児	2回	1,500円／回×2回（計3,000円）	なし	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
		02 おたふくかぜ		実施中		接種当日生後1歳以上2歳未満	1回	3,000円	なし	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
		04 肺炎球菌		実施中		接種日において、満65歳以上の者（定期接種対象者を除く）	生涯に1回	4,475円（生活保護受給世帯は8,475円）	なし	可	健康課健康管理係	0791-63-2112	自己負担額：4,000円（定期接種と同額）
		11 带状疱疹		実施中		満50歳以上の方	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：4,000円／回 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	健康課健康管理係	0791-63-2112	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中		予防接種を受ける日において、20歳未満の市民で、骨髄移植等（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・さい帯血移植）により、接種した定期予防接種で得られていた免疫が低下もしくは消失したため、再接種が必要と医師が認める方		予防接種再接種に要した額と市が定める助成上限額のいずれか低い方の額	あり	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
	37 太子町	01 インフルエンザ		実施中	R5年10月	予防接種日の属する年度において、15歳又は18歳に達する者	1回	上限1,500円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
		01 インフルエンザ		実施中	令和2年10月	生後6か月以上の乳幼児	2回	1回の接種につき上限1,500円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	

		02 おたふくかぜ		実施中	R4年4月	生後 1 歳に達する日から 2 歳に達する日までの間にある者 ただし、令和4年4月1日以降に1歳に達する者	1回	上限3,000円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
		04 肺炎球菌		実施中	平成21年6月	65歳以上で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことのない者 (定期接種対象者を除く)	1回	4,475円 <生活保護世帯> 8,475円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
		07 風しん単独		実施中	平成25年7月	①妊婦の夫 ②妊娠を希望する満19歳以上の女性とその夫 ①または②のうち、風しん抗体価がHI法で16倍以下またはEIA法で8.0未 満の者（風しん第5期定期接種対象者を除く）	1回	風しん・・・3,831円 MR ...7,395円 <生活保護世帯> 風しん・・・6,831円 MR ...10,395円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	MRワクチンも助成対象
		11 帯状疱疹		実施中	令和6年4月	接種日に満50歳以上で、兵庫県内のいずれの市町においても助成 を受けたことがない者	1回	4,000円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	水痘ワクチンも対象
	39 佐用町	01 インフルエンザ		実施予定		①満 1 歳以上接種時の属する年度において16歳未満の者。 ②高校生相当～65歳未満 ③満65歳以上の者及び60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しく は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有す るものとして厚生労働省令に定めるもの。	1回			可	健康福祉課	0790-82-0661	
		02 おたふくかぜ		実施中	H25.4	満1歳以上の就学前の者	2回	4490円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		04 肺炎球菌		実施中	H25.4	①65歳以上 ②（1）心臓、呼吸器、じん臓等の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスに より、身体障害者手帳1級を有する者（2）上記（1）と同程度以上の障 害を有する者（例：人工透析を受けている者）	1回	①5760円 ②（1）心臓、呼吸器、じん臓等の機 能障害またはヒト免疫不全ウイルスによ り、身体障害者手帳1級を有する者 （2）上記（1）と同程度以上の障 害を有する者（例：人工透析を受け ている者）及び生活保護世帯は8760 円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	H25.4	妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	8080円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	H25.4	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時に満50歳未満の方	1回	7260円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		07 風しん単独		実施中	H25.4	妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	6490円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		07 風しん単独		実施中	H25.4	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時に満50歳未満の方 妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	5660円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		08 水痘		実施中	H31.4	満50歳以上	1回	4500円 生活保護世帯は8500円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		09 三種混合		実施中	H31.4	就学前の1年間に接種する児 定期予防接種四種混合ワクチン 1 期追加を接種後 6 か月以上経過してい る幼児	1回	4030円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		09 三種混合		実施中	H31.4	満11歳から13歳未満で定期予防接種二種混合ワクチンを接種していない 者	1回	3210円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		10 不活化ポリオ		実施中	H31.4	就学前の1年間に接種する児	1回	6370円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		11 帯状疱疹		実施中	R3.4	免疫不全等、生ワクチン接種が難しい満50歳以上	2回	11700円 生活保護世帯は21700円	なし	否	健康福祉課	0790-82-0661	
14 赤穂	09 相生市	05 麻しん風しん混合（MR）		実施中		(1) 妊娠を希望する女性(現に妊婦である者を除く。) (2) 抗体検査の結果、風しんの免疫が不十分であると判断された妊婦の 同居家族 上記に規定する対象者のうち、抗体検査を受けたことがある者で抗体価が基 準以下(HI抗体価32倍未満又はEIA抗体価8.0未満)のものとする。	1回限り	5000円	なし	可	保健センター	0791-22-7168	
		09 三種混合		実施中		市内に住所を有する小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該 始期に達する日の前日までの間にある者であって、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期予防接種として、四 種混合予防接種の第一期の追加接種から 6 か月以上経過しているもの。	1回限り	2,000円	なし	可	子育て世代包括支援セン ター	0791-22-7156	

		11 带状疱疹		実施中	令和6年4月1日	予防接種を受ける日に満50歳以上であって、市内に住所を有する者。	生涯1度限り	生ワクチン：接種費用の2分の1（上限4,000円） 不活化ワクチン：1回あたり接種費用の2分の1（上限10,000円）	なし	可	保健センター	0791-22-7168	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中		この事業の助成の対象となる者は、次の要件をすべて満たす者とする。 (1) 助成対象者は、第7条の規定による認定申請日、再接種を受ける日において相生市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。 (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 (3) 平成31年4月1日以降の再接種であること。	規定事項なし	ワクチンによる異なる	なし	可	子育て世代包括支援センター	0791-22-7156	
12 赤穂市		01 インフルエンザ		実施中	平成27年10月	赤穂市内に住所を有する生後6か月から中学3年生	13歳未満の者：2回 13歳以上の者：1回	生後6か月から中学2年生：1回につき1,000円を2回（計2,000円） ただし13歳以上は1,000円（1回のみ） 中学3年生：1回3,000円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
		04 肺炎球菌		実施中	平成22年4月	赤穂市内に住所を有する65歳以上の人（ただし定期接種対象者は除く）で、今までに高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業を利用したことがない人		4,100円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
		11 带状疱疹		実施中	令和6年4月	赤穂市内に住所を有する満50歳以上の人		生ワクチン、不活化ワクチンともに4,000円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	平成31年4月	(1) から (3) のいずれにも該当する人 (1) 再接種を受ける日において、赤穂市内に住所を有する20歳未満の人 (2) 骨髄移植等によって移植前に受けた法第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人 (3) 平成31年4月1日以降に再接種した人	－	再接種にかかった費用（ただし、助成金額に上限あり）	あり	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
		14 その他	麻しん風しん混合（MR）ワクチンもしくは風しん単独	実施中	平成30年11月	抗体検査の結果が「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準」の判定基準に該当し、予防接種を受ける日において、赤穂市内に住所を有し、次の（1）から（3）のいずれかに該当する人 (1) 24歳以上50歳未満の妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性 (2) （1）の配偶者（ただし、定期接種対象者は除く。） (3) 妊婦の同居家族（ただし、定期接種対象者は除く。）		麻しん風しん混合（MR）ワクチン：5,000円 風しん単独：3,500円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
38 上郡町		01 インフルエンザ		実施中	平成29年10月	上郡町に住民登録がある ① 当該年度1歳～8歳になる児 ② 妊婦	① 2回 ② 1回	① 3,000円を1回 1,500円を1回 ② 3,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	医療機関での減額
		02 おたふくかぜ		実施中	令和6年4月1日	上郡町に住民登録がある1歳～2歳の間にある児	1回	3,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	実施医療機関は、町内の医療機関のみ
		05 麻しん風しん混合（MR）		実施中	平成31年3月	上郡町に住民登録があるH I 法16倍以下（他の検査方法でこれに相当する）の者 ① 妊娠を希望または予定している女性 ② 妊婦の同居家族	1回	郡医師会と契約している金額を上限	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	医療機関での減額(町内の医療機関での接種は無料) ただし、出産後1か月以内に出産した医療機関で接種した場合は委託契約している金額を上限に償還払い
		08 水痘		実施中	令和6年4月1日	上郡町に住民登録がある満50歳以上の者	1回	4,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払いと医療機関での減額 带状疱疹ワクチンと水痘ワクチンはどちらか一つを選択
		11 带状疱疹		実施中	令和6年4月1日	上郡町に住民登録がある満50歳以上の者	2回	5,000円/回	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払いと医療機関での減額 带状疱疹ワクチンと水痘ワクチンはどちらか一つを選択

		13 骨髓移植後等の再接種		実施中	平成31年 4 月	上郡町に住民登録がある接種日時点において20歳未満の者で、骨髄移植等によって、移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める者	再接種が必要な回数	郡医師会と契約している金額を上限	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払い 予防接種は、移植前に受けた定期予防接種の各ワクチンの回数分を助成
15 豊岡	10 豊岡市	11 帯状疱疹		実施中		① 豊岡市に住民登録があり、接種日時点で50歳以上の方 ② 過去に補助を受けたことがない方 ③ 事前申請済みで接種日が2024年4月1日～2025年3月31日の方	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	健康増進課	0796-24-1127	
		13 骨髓移植後等の再接種		実施中		① 再接種を受ける日において20歳未満の方 ② 接種済みの定期予防接種の効果が期待できないため、再接種の必要があると医師に診断された方 ③ 助成対象者及び助成対象者と同一世帯に属するものの市民税所得割額の合計が23万5千円未満の方	—	再接種にかかった費用 （助成上限額あり）	あり	可	こども未来課	0796-24-9604	
	40 香美町	01 インフルエンザ		実施予定		任意予防接種 ・生後 6 か月から高校 3 年生までの方 ・65歳未満で障害者手帳をお持ちの方 ・65歳未満で特定疾病医療受給者証をお持ちの方	1 回	接種 1 回につき2,000円の助成	なし	可	健康課	0796-36-1114	
		04 肺炎球菌		実施中		香美町内に住所を有し、(1)または(2)のいずれかに該当する方 (1)今年度中に65歳になる方（昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれの方） (2)接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の周辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	1 回	接種費用に自己負担額 4,300円を差し引いた額	なし	可	健康課	0796-36-1114	
		07 風しん単独		実施中		予防接種日において香美町内に住民登録または外国人登録を有し下記に該当する方 ○妊娠を希望する女性 ○妊婦と同居している家族 ※ただし、定期接種である風しん予防接種第 5 期の対象者は、対象外	1 回	接種 1 回につき5,000円の助成	なし	可	健康課	0796-36-1114	
		11 帯状疱疹		実施中		(1)町に住民登録がある者 (2)満50歳以上の者 (3)予防接種を受け、実費を負担した者 (4)助成を受けようとする分について、過去に助成を受けていない者	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ピケン」は 1 回、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス」は 2 回	接種費用の半額	なし	可	健康課	0796-36-1114	
	41 新温泉町	01 インフルエンザ		実施中	令和 3 年 1 0 月 令和 6 年 1 0 月	生後 6 か月～ 1 8 歳（令和 6 年度末年齢）	1 3 歳未満 2 回 1 3 歳以上 1 回	1 回あたり上限2000円 下回る時は、接種費用相当額	なし	可	健康課	0796-99-2940	
		11 帯状疱疹		実施中		満50歳以上	生ワクチン： 1 回 不活化ワクチン： 2 回	接種費用の 2 分の 1 （100円未満切捨て）	なし	可	健康課	0796-99-2940	
16 朝来	22 養父市	01 インフルエンザ		実施予定	令和 6 年10月1日予定	64歳以下の下記の受給者証所持者 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・特定医療費（小児慢性）受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療費受給者証	1 回	2000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
		01 インフルエンザ		実施予定	令和 6 年10月1日予定	59歳以下 身体障害者手帳 1 ・ 2 級所持者（心臓・腎臓・呼吸器・免疫）	1 回	2,000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-33167	
		01 インフルエンザ		実施予定	令和 6 年10月1日予定	小学生以下の乳幼児・児童（生後 6 カ月～小学 6 年生）	2 回	全額	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
		01 インフルエンザ		実施予定	令和 6 年10月1日予定	60歳～64歳 身体障害者手帳 2 級所持者（心臓・腎臓・呼吸器・免疫）	1 回	2,000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-33167	
		01 インフルエンザ		実施予定	令和 6 年10月1日予定	妊婦	1 回	全額	なし	可	健康医療課	079-662-3167	

		01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月1日予定	中学生・高校生	12歳以下2回まで 13歳以上1回	1回につき 2,000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
		11 带状疱疹		実施中	令和6年4月	令和6年4月1日以降に接種を受けようとする者又は受けた者で、接種日において、養父市の住民基本台帳に登録されている満50歳以上の者	生ワクチン 1回 不活化ワクチン 2回	生ワクチン 4,000円 不活化ワクチン 1回につき10,000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
		13 骨髄移植後の再接種		実施中	令和5年4月	次の要件を全て満たす者 (1) 再接種日において、養父市の住民基本台帳に登録されており、かつ、20歳未満である者 (2) 骨髄移植等の前に法、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の規定に基づき実施された定期予防接種の免疫が骨髄移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認める者		市が定める予防接種の委託料の金額を上限とする	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
	25 朝来市	01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月1日	①生後6か月～13歳未満 ②13歳～中学3年生 ③60歳未満の身体障害者手帳所持者（呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で1又は2級） ④60歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者（呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で1又は2級）のうち、定期接種の対象とならないもの	①②回 ②③④1回	1回2,000円を上限に助成	なし	可	朝来市健幸づくり推進課	電話：079-672-5269 E-mail：kenkou@city.asago.lg.jp	R6.10.1～R7.1.31の期間に接種したものに限る 市外医療機関での接種は対象者等からの申請により償還対応
		11 带状疱疹		実施中	令和6年4月1日	予防接種の日において、市内に住所を有する満50歳以上の者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：3,500円 不活化ワクチン：10,000円×2回	なし	可	朝来市健幸づくり推進課	電話：079-672-5269 E-mail：kenkou@city.asago.lg.jp	市外医療機関での接種は対象者等からの申請により償還対応
		12 HPV		実施中	令和4年4月1日～令和7年3月31日	定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を受けたもので、次のいずれにも該当するもの (1)令和4年4月1日時点で市に住民登録をされていること。 (2)16歳となる日の属する年度の末日までに3回の接種を完了していないこと。 (3)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度末日までに2価又は4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (4)償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	3回を限度	接種費用実費 領収書の写し等を添付できない場合は1回あたり15,000円	なし	可	朝来市健幸づくり推進課	電話：079-672-5269 E-mail：kenkou@city.asago.lg.jp	
	17 丹波	21 丹波篠山市 01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月1日～令和7年1月31日	13歳～中学3年生	1回	2,500円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	生活保護受給世帯は全額支給
		01 インフルエンザ		実施予定	令和6年10月1日～令和7年1月31日	生後6か月～12歳	2回	1回目：2,500円 2回目：1,000円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	生活保護受給世帯は全額支給
		07 風しん単独	(麻しん・風しん混合を含む)	実施中	令和6年4月1日～令和7年3月31日	丹波篠山市に住民登録があり、妊娠を予定している女性、または妊婦の同居家族で(1)(2)のいずれかに該当する方。(1)風しんに罹患したことがなく、予防接種を受けたことがない方(2)風しんの抗体検査の結果で抗体価が低い方	1回	3,000円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	
		11 带状疱疹		実施予定	令和6年5月1日～令和7年3月31日	丹波篠山市に住民登録があり、接種を受ける日に満50歳以上の方で、過去に助成を受けたことがない方	1回	1人1回限り4,000円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	
		13 骨髄移植後の再接種		実施中	令和6年4月1日～令和7年3月31日	丹波篠山市に住民登録があり、再接種を受ける日において20歳未満の者で、骨髄移植等によって、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下、又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	1回	接種費用相当額	あり	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	
	23 丹波市	01 インフルエンザ		実施中	R6.10.1～R7.2.28	生後6ヶ月から中学3年生相当の者	1～2回	1回目 1,880円 2回目 630円	なし	可	健康課	0795-88-5750	
		11 带状疱疹		実施予定	R6.7.1～R7.3.31	・丹波市に住民登録がある者 ・過去にこの事業による助成を受けていない者	生ワクチン 1回 不活化ワクチン 2回	生ワクチン 4,000円 不活化ワクチン 10,000円/回	なし	可	健康課	0795-88-5750	
18 洲本	06 洲本市	02 おたふくかぜ		実施中	平成25年度～	1歳から5歳に至るまで おたふくかぜ未罹患者に1回限り2,000円助成	1回	2,000円	なし	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	
		11 带状疱疹		実施中	令和6年4月1日～	洲本市に住民票がある満50歳以上の方	1回	4,000円	なし	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	

	13 骨髄移植後等の再接種		実施中	令和3年4月1日～	①再接種日において市に住所を有し、20歳未満の方 ②骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方 ③再接種を受ける前に市に申請し、助成対象者であると認定されている者 ④扶養義務者全員の申請年度分の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満である方	対象となる予防接種あり	以下（１）（２）のうち少ない方の金額 （１）医療機関に支払った再接種料金 （２）市が医療機関と契約している接種単価	あり	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	
24 南あわじ市	01 インフルエンザ		実施中		①接種日に65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する者	1回	（生活保護受給者以外）3,043円/回 （生活保護受給者）4,543円/回	なし	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
	02 おたふくかぜ		実施中		行政措置予防接種として接種を受けたことがなく、1歳から4歳となる日の属する年度の末日までの間にある者。ただし、おたふくかぜ未罹患者に限る	1回	2,000円/回（上限）	なし	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
	04 肺炎球菌		実施中		66歳以上であって、定期及び行政措置予防接種として接種を受けたことがない者。	1回	（生活保護受給者以外）5,782円/回 （生活保護受給者）8,782円/回	なし	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
	07 風しん単独	麻しん風しん混合ワクチン可	実施中		過去に風しんに罹患したことがなく、かつ定期予防接種及び任意予防接種を受けたことがない①～③のいずれかに該当する者。 ①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ③平成2年4月1日以前に生まれた男性であって、接種時に50歳未満の者	1回	5,000円/回（上限）	なし	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
	11 帯状疱疹		実施予定									
	13 骨髄移植後等の再接種		実施中		「骨髄移植等」とは、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植又はさい帯血移植）をいう。 ①～③いずれにも該当する者 ①再接種を受ける日において20歳未満の者 ②骨髄移植等によって移植前に接種した、A類疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下し、又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者。 ③対象者及び同一世帯に属する者の市民税所得割額の合計が23万5000円未満の方	1回	助成対象者が医療機関に支払った予防接種料又は市が定める予防接種料の上限額のいずれか少ない額の100分の90に相当する額	あり	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
26 淡路市	02 おたふくかぜ		実施中	H23.4月	1歳～3歳未満	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
	04 肺炎球菌		実施中	H23.8月	接種日において66歳以上の者で、過去に助成を受けていない者（定期対象者を除く）	1回	6,303円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	自己負担額3,000円（定期接種と同額）
	07 風しん単独	「風しんワクチン」または「麻しん風しん混合ワクチン」	実施中	H25.4月	風しん抗体価がHI法による風しん抗体検査の結果、抗体価が基準の16倍以下と判定された者（これに準ずるものと判定された者）であって①～③のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居家族 ③妊婦の同居家族	1回	予防接種1回につき、予防接種に要した費用又は5,000円のいずれか低い額	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	償還払い
	09 三種混合		実施中	R3.4月	小学校就学前1年間	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
	10 不活化ポリオ		実施中	R6.4月	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前1年間の間（平成30年4月2日～平成31年4月1日生）	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
	11 帯状疱疹		実施中	R6.4月	50歳以上	1回	4,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
	12 HPV		実施中	R4.4月	(1)平成9年4月2日から平成17年4月1日生の女性 (2)令和4年4月1日時点で淡路市に住民登録がある方 (3)16歳となる日の属する年度の月末までに（定期接種の対象期間内に）HPVワクチンの定期接種において3回の接種を完了している方 (4)17歳となる日の属する年度から令和4年3月31日までに、2価HPVワクチン（サーバリックス）又は4価HPVワクチン（ガーダシル）の任意接種を受け、実費を負担した方 (5)償還払いを受けようとする接種回数分についてキャッチアップ接種としての定期接種を受けていない方	1回	16,610円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	1回額上限、償還払い

		13 骨髄移植後等の再接種		実施中	R3.4月	市内に住所を有し、再接種を受ける日において20歳未満である者、骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者		1割を引いた額	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	償還払い
--	--	---------------	--	-----	-------	---	--	---------	----	---	-------	--------------	------

任意予防接種の助成状況調査結果一覧【ワクチン別】（令和6年4月1日時点）

ワクチン名	(その他の 場合)	市町名	実施状況	事業開始（予定） 時期	助成対象者	助成対象回数	助成額	所得 制限	県 民 から 住 民 へ の 助 成 事 業	担当課等窓口名	連絡先	備考
01 インフルエンザ		01 神戸市	実施予定	令和6年10月	接種日時時点で神戸市に住民登録がある満1歳～12歳（13歳の誕生日の前日まで）の方	1回 多子世帯は2回	2,000円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
		04 明石市	実施中	平成27年4月～	以下の①～③すべてに該当される方 ①0～3歳未満の方 ②明石市内に住所を有する方 ③定期予防接種を開始している方(同時スタートも可)	2回		なし	可	こども健康課	078-918-5656	インフルエンザとおたふくかぜから計2回まで選択。
		12 赤穂市	実施中	平成27年10月	赤穂市内に住所を有する生後6か月から中学3年生	13歳未満の者：2回 13歳以上の者：1回	生後6か月から中学2年生：1回につき1,000円を2回（計2,000円） ただし13歳以上は1,000円（1回のみ） 中学3年生：1回3,000円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
		13 西脇市	実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で6歳未満の者	1人につき3回 （インフルエンザ、おたふくかぜ、不活化ポリオの中で3回まで）	2,000円（2,000円券を1人につき3枚交付、1回の接種に1枚使用）	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
		15 三木市	実施中	平成27年10月	65歳未満で、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害で身体障害者手帳2級以上を保有している方	1回/年 13歳未満は2回/年	令和6年度より、一部助成で検討中	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	60歳以上65歳未満の厚生労働省令に該当する定期予防接種対象者を除く
		18 小野市	実施予定	令和6年10月中旬に開始予定	接種日時点において、市に住民登録がある生後6か月から高校3年生の者	①生後6か月から12歳：2回接種分 ②13歳から高校3年生：1回接種分	①3000円 ②1500円	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	小野市行政措置予防接種実施要綱に基づき実施。
		20 加西市	実施予定	令和6年10月より実施予定	1歳児から中学3年生の市民、産後1年以内の産婦	年1回	上限2,000円	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
		21 丹波篠山市	実施予定	令和6年10月1日～令和7年1月31日	13歳～中学3年生	1回	2,500円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	生活保護受給世帯は全額支給
		21 丹波篠山市	実施予定	令和6年10月1日～令和7年1月31日	生後6か月～12歳	2回	1回目：2,500円 2回目：1,000円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	生活保護受給世帯は全額支給
		22 養父市	実施予定	令和6年10月1日予定	64歳以下の下記の受給者証所持者 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・特定医療費（小児慢性）受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療費受給者証	1回	2000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
		22 養父市	実施予定	令和6年10月1日予定	59歳以下 身体障害者手帳1・2級所持者 （心臓・腎臓・呼吸器・免疫）	1回	2,000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-33167	
		22 養父市	実施予定	令和6年10月1日予定	小学生以下の乳幼児・児童 （生後6か月～小学6年生）	2回	全額	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
		22 養父市	実施予定	令和6年10月1日予定	60歳～64歳 身体障害者手帳2級所持者 （心臓・腎臓・呼吸器・免疫）	1回	2,000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-33167	
		22 養父市	実施予定	令和6年10月1日予定	妊婦	1回	全額	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
		22 養父市	実施予定	令和6年10月1日予定	中学生・高校生	12歳以下2回まで 13歳以上1回	1回につき 2,000円 左記の助成対象者のうち生活保護世帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
	23 丹波市	実施中	R6.10.1～R7.2.28	生後6ヶ月から中学3年生相当の者	1～2回	1回目 1,880円 2回目 630円	なし	可	健康課	0795-88-5750		

	24	南あわじ市	実施中		①接種日に65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する者	1回	(生活保護受給者以外) 3,043円/回 (生活保護受給者) 4,543円/回	なし	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
	25	朝来市	実施予定	令和6年10月1日	①生後6か月～13歳未満 ②13歳～中学3年生 ③60歳未満の身体障害者手帳所持者（呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で1又は2級） ④60歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者（呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で1又は2級）のうち、定期接種の対象とならないもの	①2回 ②③④1回	1回2,000円を上限に助成	なし	可	朝来市健幸づくり推進課	電話：079-672-5269 E-mail：kenkou@city.asago.lg.jp	R6.10.1～R7.1.31の期間に接種したものに限る 市外医療機関での接種は対象者等からの申請により償還対応
	27	穴栗市	実施中	令和2年10月	市内に住所を有する接種日に生後6か月から18歳の者	13歳未満2回 13歳以上1回	1回上限1000円	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
	29	たつの市	実施予定		平成30年4月2日生～令和6年6月30日生（接種当日生後6か月以上の乳児～就学前の幼児	2回	1,500円／回×2回（計3,000円）	なし	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
小児	31	多可町	実施中	平成30年10月～	①生後6か月から中学3年生	①生後6か月から13歳未満 2回接種 ②13歳以上から中学3年生 1回接種	①2,000円×2枚 ②2,000円×1枚	なし	可	多可町健康課	0795-32-5121	個別案内
	34	市川町	実施中		・65歳以上 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身障手帳保持者）とする。	1回	自己負担額1,500円	なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	34	市川町	実施中	R2.11.2～	中学3年生	2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	35	福崎町	実施中		1歳～15歳未満の者	年1回	2,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560（内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担
	36	神河町	実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日において次のいずれかに該当する者。ただし、定期予防接種対象者は対象外とする。 ①1歳から中学3年生の者 ②身体障害者手帳1級（心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能）所持者のうち40歳から59歳の者 ③生活保護世帯の者	13歳未満 2回分 13歳以上 1回分	接種1回につき、接種費用から自己負担額 1,500円を引いた金額	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
	37	太子町	実施中	R5年10月	予防接種日の属する年度において、15歳又は18歳に達する者	1回	上限1,500円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
	37	太子町	実施中	令和2年10月	生後6か月以上の乳幼児	2回	1回の接種につき上限1,500円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
	38	上郡町	実施中	平成29年10月	上郡町に住民登録がある ① 当該年度1歳～8歳になる児 ② 妊婦	① 2回 ② 1回	① 3,000円を1回 1,500円を1回 ② 3,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	医療機関での減額
	39	佐用町	実施予定		①満1歳以上接種時の属する年度において16歳未満の者。 ②高校生相当～65歳未満 ③満65歳以上の者及び60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定めるもの。	1回			可	健康福祉課	0790-82-0661	
	40	香美町	実施予定		任意予防接種 ・生後6か月から高校3年生までの方 ・65歳未満で障害者手帳をお持ちの方 ・65歳未満で特定疾病医療受給者証をお持ちの方	1回	接種1回につき2,000円の助成	なし	可	健康課	0796-36-1114	
	41	新温泉町	実施中	令和3年10月 令和6年10月	生後6か月～18歳（令和6年度末年齢）	13歳未満2回 13歳以上1回	1回あたり上限2000円 下回る時は、接種費用相当額	なし	可	健康課	0796-99-2940	
02 おたふくかぜ	01	神戸市	実施中		接種日時時点で神戸市に住民登録がある満1歳～2歳（3歳のお誕生日の前日まで）の方	1回	2,000円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
	02	姫路市	実施中	H29.4月	本市の住民票を有する1歳児（当該ワクチンの接種歴があるものを除く）	1回	3,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	

		04 明石市	実施中	平成27年4月～	以下の①～③すべてに該当される方 ① 0 ～ 3 歳未満の方 ②明石市内に住所を有する方 ③定期予防接種を開始している方(同時スタートも可)	2回		なし	可	こども健康課	078-918-5656	インフルエンザとおたふくかぜから計 2 回まで選択。
		06 洲本市	実施中	平成25年度～	1 歳から5歳に至るまで おたふくかぜ未罹患者に1回限り2,000円助成	1回	2,000円	なし	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	
		11 加古川市	実施中	平成18年度	1歳以上4歳未満	1回	2,000円	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
		13 西脇市	実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で 6 歳未満の者	1人につき3回 (インフルエンザ、おたふくかぜ、不活化ポリオの中で3回まで)	2,000円 (2,000円券を1人につき3枚交付、1回の接種に1枚使用)	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
		15 三木市	実施中	令和3年4月	1歳から2歳未満の幼児	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	
		16 高砂市	実施中	平成 3 1 年 4 月	予防接種日において高砂市に住所を有する生後 1 歳以上 2 歳以下の者のうち、過去におたふくかぜの罹患歴がなく、かつ、おたふくかぜの予防接種の歴がないもの	1回	上限 2 , 0 0 0 円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
		20 加西市	実施中		1歳～2歳未満 (1歳の誕生日～2歳の誕生日前日まで) 平成30年4月2日～令和元年4月1日生まれ (年長児)	各対象期間に1回ずつ	接種費用の1/2 (上限3,000円)	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
		24 南あわじ市	実施中		行政措置予防接種として接種を受けたことがなく、1歳から4歳となる日の属する年度の末日までの間にある者。ただし、おたふくかぜ未罹患者に限る	1回	2,000円/回 (上限)	なし	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
		26 淡路市	実施中	H23.4月	1歳～3歳未満	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
		28 加東市	実施中	H26.4月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、 生後12月から小学校就学の始期に達するまでの間にある者	1回	全額	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 過去にこの助成を受けた者
		29 たつの市	実施中		接種当日生後1歳以上2歳未満	1回	3,000円	なし	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
		33 播磨町	実施中	平成25年 4 月	1歳～小学校入学前の幼児	1回	2,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		34 市川町	実施中	H28.4.1～	生後 1 2 か月～就学前の児で、おたふくかぜに罹患したおとがなく、当該予防接種を 2 回受けていない者	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		37 太子町	実施中	R4年4月	生後 1 歳に達する日から 2 歳に達する日までの間にある者 ただし、令和4年4月1日以降に1歳に達する者	1回	上限3,000円	なし	可	さわか健康課	079-276-6630	
		38 上郡町	実施中	令和 6 年 4 月 1 日	上郡町に住民登録がある 1 歳～ 2 歳の間にある児	1 回	3,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	実施医療機関は、町内の医療機関のみ
		39 佐用町	実施中	H25.4	満1歳以上の就学前の者	2回	4490円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
03 B型肝炎		30 猪名川町	実施中	令和2年4月1日	定期予防接種期限から1年以内 (ただし定期予防接種期間中に接種を開始した者に限る)	1～2回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
04 肺炎球菌		04 明石市	実施中		下記すべてに該当する65歳以上の明石市民 (1) これまでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがあり、かつ、肺炎球菌ワクチンの接種を受けてから 5 年以上経過している人 (2) 基礎疾患等を有することにより肺炎に罹患した場合に重症化する可能性が高いため、肺炎球菌ワクチンの再接種が必要と医師が認めた人	規定なし	生活保護世帯、市民税非課税世帯、 中国残留邦人等支援給付制度受給者：上限8,174円。 上記該当者以外：上限4,174円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わない。
		12 赤穂市	実施中	平成22年4月	赤穂市内に住所を有する65歳以上の人 (ただし定期接種対象者は除く) で、今までに高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業を利用したことがない人		4,100円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
		13 西脇市	実施中		定期予防接種の対象者以外で、前回の肺炎球菌ワクチン接種から5年を経過しており、下記(1)もしくは(2)に該当する者 (1) 60歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 (2) 66歳以上の者	1回	4,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	

	15 三木市	実施中	平成26年10月	65歳以上の高齢者（定期対象者以外を助成）	1回	4,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	H25.4月より、75歳以上で実施してきた経緯あり
	15 三木市	実施中	平成21年10月	じん臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害で身体障害者手帳を保有している方又は人工透析を受けている方 H25.4月より 心臓機能障害、肝臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害で、身体障害者手帳を保有している方に対象を拡大	1回	全額	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	H26.10月より、65歳以上の5歳刻みの定期予防接種年齢及び60歳以上65歳未満の厚生労働省令に該当する定期予防接種対象者を除く
	18 小野市	実施中	令和6年4月1日開始	接種日時点において、市に住民登録がある満66歳以上の方	過去に接種していない者に限り1回	全額助成	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	小野市行政措置予防接種実施要綱に基づき実施。
	18 小野市	実施中	平成21年7月	①腎機能障害、②呼吸器機能障害、③免疫機能障害の手帳を有する方	原則として1回	全額助成	なし	可	社会福祉課	0794-63-1011	一定の要件を満たす場合は、初回接種から5年以上経過したとき再接種が可能。（小野市肺炎球菌予防接種費助成事業）
	20 加西市	実施中		予防接種を受ける日に加西市内に住所を有する66歳以上の方で、過去に23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方	1回	接種費用の1/2（上限3,500円）	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	24 南あわじ市	実施中		66歳以上であって、定期及び行政措置予防接種として接種を受けたことがない者。	1回	（生活保護受給者以外）5,782円/回 （生活保護受給者）8,782円/回	なし	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
	26 淡路市	実施中	H23.8月	接種日において66歳以上の者で、過去に助成を受けていない者（定期対象者を除く）	1回	6,303円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	自己負担額3,000円（定期接種と同額）
	27 穴栗市	実施中	平成25年4月	市内に住所を有する後期高齢者医療被保険者で、下記の①又は②に該当し、過去5年以内に接種を受けていない者 （定期接種対象者を除く） ①身体障がい者手帳内部疾患1～4級所持者 ②上記の障害の程度と同程度以上の障害を呈す	1回	上限4000円	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
	28 加東市	実施中	H21.12月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、内部障害に係る身体障害者手帳を有する者	1回	全額	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 ・過去にこの助成を受けた者 ・過去に自費で接種した者 ・令和6年度定期予防接種対象者
	29 たつの市	実施中		接種日において、満65歳以上の者（定期接種対象者を除く）	生涯に1回	4,475円（生活保護受給世帯は8,475円）	なし	可	健康課健康管理係	0791-63-2112	自己負担額：4,000円（定期接種と同額）
	30 猪名川町	実施中	平成24年4月1日	接種時75歳以上かつ心臓・腎臓・呼吸器・免疫等の機能に障がい有する方のうち、身体障がい手帳1級から4級を有するもの	1回	上限4,000円	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	31 多可町	実施中	平成24年4月～	（1）内部障害の身体障害者手帳を有する者 （2）66歳以上の者 ただし、当該年度高齢者肺炎球菌予防接種の対象者及び過去に高齢者肺炎球菌予防接種で接種した者は除く。	1回	4,000円 生保の人は全額助成	なし	否			H P等で周知
	34 市川町	実施中	H25.6.5～	・満65歳以上の方 ・満60歳～64歳の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身障手帳保持者）とする。 ただし、過去5年以内に予防接種を受けた方は対象外。	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	35 福崎町	実施中	平成26年10月1月	①65歳以上の高齢者②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活が極度に制限ある者 ※過去5年以内に、肺炎球菌の予防接種を受けたことがない者（但し、肺炎球菌予防接種に対して健康保険等の適応がある場合は除く）	1回	4,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560（内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担

		36 神河町	実施中		神河町に住所を有し、次のすべてに該当する者 ①満75歳以上の者又は満65歳以上の者で、心臓、腎臓及び呼吸器の機能に障害を有し、かつ身体障害者手帳1級の交付を受けている者 ②過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない者 ③予防接種に対し健康保険の適用がない者 ただし、予防接種の特例のより定期予防接種の対象となる場合は、対象外とする。	1回	4, 0 0 0円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
		37 太子町	実施中	平成21年6月	65歳以上で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことのない者 (定期接種対象者を除く)	1回	4,475円 <生活保護世帯> 8,475円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	
		39 佐用町	実施中	H25.4	①65歳以上 ②（1）心臓、呼吸器、じん臓等の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスにより、身体障害者手帳1級を有する者（2）上記（1）と同程度以上の障害を有する者（例：人工透析を受けている者）	1回	①5760円 ②（1）心臓、呼吸器、じん臓等の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスにより、身体障害者手帳1級を有する者 （2）上記（1）と同程度以上の障害を有する者（例：人工透析を受けている者）及び生活保護世帯は8760円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		40 香美町	実施中		香美町内に住所を有し、(1)または(2)のいずれかに該当する方 (1)今年度中に65歳になる方（昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれの方） (2)接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	1 回	接種費用に自己負担額 4,300円を差し引いた額	なし	可	健康課	0796-36-1114	
05 麻しん風しん混合（MR）		01 神戸市	実施中		接種日時時点で神戸市に住民登録があり、下記の(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1) 15歳以上42歳の妊娠を希望する女性のうち、抗体価が低い方 (2) （1）の同居者のうち、抗体価が低い方 (3) 抗体価が低い妊婦の同居者のうち、抗体価が低い方	1 回	2,500円	なし	可	神戸市総合コールセンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
		02 姫路市	実施中	H25.6月	昭和37年4月2日以降に生まれた風しんの抗体が不十分な市民	1回	5,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	助成目的は、先天性風しん症候群発生予防。
		03 尼崎市	実施中		令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に風しん予防接種（乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん・風しん混合ワクチンの接種）を受けた者のうち、当該予防接種を受けた日において住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 5 条の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特に認める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性（将来の妊娠を含む） (2) 前号に規定する者の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの (3) 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの		2, 5 0 0 円 生活保護受給者の方、中国残留邦人等の方は全額助成	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
		09 相生市	実施中		(1) 妊娠を希望する女性(現に妊婦である者を除く。) (2) 抗体検査の結果、風しんの免疫が不十分であると判断された妊婦の同居家族 上記に規定する対象者のうち、抗体検査を受けたことがある者で抗体価が基準以下(HI抗体価32倍未満又はEIA抗体価8.0未満)のものとする。	1回限り	5000円	なし	可	保健センター	0791-22-7168	
		11 加古川市	実施中		加古川市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望している者 ②妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	地域医療課	079-427-9100	
		13 西脇市	実施中		(1) 昭和38年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた者 (2) 妊婦の同居親族で、昭和38年4月1日以前に生まれた者 ※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方は対象外	MRワクチンか 風しん単独ワクチンどちら か1回	5,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	妊娠希望の有無は問わない

	14 宝塚市	実施中		定期予防接種対象期間に医学的に接種が不適当と判断された市民。	第1期・第2期それぞれ1回ずつ	全額		可	健康推進課（宝塚市立健康センター） 予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。
	15 三木市	実施中	平成25年4月	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時50歳未満の方（妊娠希望を助成条件とはしていない。）	1回	5,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	風しん第5期定期予防接種対象者を除く
	16 高砂市	実施中	平成27年4月	申請した日及び予防接種をした日において高砂市に住所を有する者のうち、過去に風しんの罹患歴がなく、かつ、風しんの予防接種歴がない者であって、次の各号いずれかに該当するものとする。 （1）妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性(将来の妊娠を含む。） （2）妊娠の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
	28 加東市	実施中	H25.7月	本市の住民基本台帳に記録されている者で、風しん抗体検査の結果が次のいずれかに該当する者 (A)HI法で16倍以下の者 (B)EIA法で陰性、判定保留、EIA価8.0未満又は国際単位30IU/mL未満の者 (C)LTI法で陰性、判定保留又は国際単位30IU/mL未満の者 (D)ELFA法、CLEIA法で陰性、判定保留又は国際単位45IU/mL未満の者	1回	風しん単独：3,000円 麻しん風しん混合：7,000円	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 ・過去にこの助成を受けた者 ・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、風しん抗体検査の結果が国基準に該当する者
	30 猪名川町	実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期 予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	32 稲美町	実施中	平成31年4月1日	①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ※風しんにかかったことがなく、予防接種歴のない方	1人1回のみ	上限5,000円	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
	33 播磨町	実施中	平成25年6月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である2回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
	34 市川町	実施中		麻しん又は風しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	35 福崎町	実施中		①S39.4.2生～H6.4.1生の男女の希望者②妊婦の同居者 ※但し、風しんに罹患した者、「麻しん風しん混合（MR）」「風しん」ワクチンいずれかを2回接種した者は除く	1回	7,500円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560（内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担
	36 神河町	実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日に満19歳から49歳までの者、または妊婦の同居家族である者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。 ①過去に風しんに罹患した者 ②既に予防接種を2回受けている者 ③接種日現在妊娠している者	1回	7,500円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	妊娠希望を助成の条件とはしていない

		38 上郡町	実施中	平成31年3月	上郡町に住民登録があるH I 法16倍以下（他の検査方法でこれに相当する）の者 ① 妊娠を希望または予定している女性 ② 妊婦の同居家族	1 回	郡医師会と契約している金額を上限	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	医療機関での減額(町内の医療機関での接種は無料) ただし、出産後1か月以内に出産した医療機関で接種した場合は委託契約している金額を上限に償還払い
		39 佐用町	実施中	H25.4	妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	8080円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		39 佐用町	実施中	H25.4	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時に満50歳未満の方	1回	7260円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
06 麻しん単独		30 猪名川町	実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		33 播磨町	実施中	令和6年4月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である2回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		34 市川町	実施中		麻しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
		35 福崎町	実施中		①S39.4.2生～H6.4.1生の男女の希望者②妊婦の同居者 ※但し、風しんに罹患した者、「麻しん風しん混合（MR）」「風しん」ワクチンいずれかを2回接種した者は除く	1回	5,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560（内線360～363）	生活保護世帯は全額公費負担
07 風しん単独	05と同じ事業 ワクチンをMRか 風しん単独のどちらかを選択可	01 神戸市										
		02 姫路市	実施中	H25.6月	昭和37年4月2日以降に生まれた風しんの抗体が不十分な市民	1回	5,000円	なし	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	助成目的は、先天性風しん症候群発生予防。
		03 尼崎市	実施中		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に風しん予防接種（乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん・風しん混合ワクチンの接種）を受けた者のうち、当該予防接種を受けた日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特に認める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性（将来の妊娠を含む） (2) 前号に規定する者の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの (3) 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち風しんの抗体が十分でないもの		2,500円 生活保護受給者の方、中国残留邦人等の方は全額助成	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
		04 明石市	実施中		下記のいずれかに該当し、風しん抗体価が低い（HI法16倍以下相当）と判定された明石市民 (1) 妊娠を希望する女性 (2) 妊娠を希望する女性の同居家族 (3) 妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・使用するワクチンは風しん単独ワクチンまたはMRワクチン ・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わない。
	風しんワクチン	07 芦屋市	実施中	令和6年4月1日	接種時において芦屋市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、現在、妊娠中又はその可能性のある方は除く。 (1) 風しん罹患歴がなく、妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する20歳以上の女性（将来の妊娠を含む。） (2) 風しん罹患歴がなく、MMR又はMR又は風しんワクチンの接種歴のない妊婦の同居家族。	ワクチンの種類問わず1回限り	接種にかかる費用のうち、 風しんワクチン1,500円を助成 ただし、生活保護受給者については、接種費用の全額を助成する。	なし	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	

	11 加古川市	実施中		加古川市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望している者 ②妊婦の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	地域医療課	079-427-9100	
	13 西脇市	実施中		(1) 昭和38年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた者 (2) 妊婦の同居親族で、昭和38年4月1日以前に生まれた者 ※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性の方は対象外	MRワクチンか 風しん単独ワクチンどちら か1回	3,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	妊娠希望の有無は問わない
	15 三木市	実施中	平成25年4月	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時50歳未満の方（妊娠希望を助成条件とはしていない。）	1回	3,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	風しん第5期定期予防接種対象者を除く
	16 高砂市	実施中	平成27年4月	申請した日及び予防接種をした日において高砂市に住所を有する者のうち、過去に風しんの罹患歴がなく、かつ、風しんの予防接種歴がない者であって、次の各号いずれかに該当するものとする。 （1）妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性(将来の妊娠を含む。） （2）妊娠の同居家族	1回	上限5,000円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
(麻しん・風しん混合を含む)	21 丹波篠山市	実施中	令和6年4月1日～令和7年3月31日	丹波篠山市に住民登録があり、妊娠を予定している女性、または妊婦の同居家族で(1)(2)のいずれかに該当する方。(1)風しんに罹患したことがなく、予防接種を受けたことがない方(2)風しんの抗体検査の結果で抗体価が低い方	1回	3,000円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	
麻しん風しん混合ワクチン可	24 南あわじ市	実施中		過去に風しんに罹患したことがなく、かつ定期予防接種及び任意予防接種を受けたことがない①～③のいずれかに該当する者。 ①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ③平成2年4月1日以前に生まれた男性であって、接種時に50歳未満の者	1回	5,000円/回（上限）	なし	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
「風しんワクチン」または「麻しん風しん混合ワクチン」	26 淡路市	実施中	H25.4月	風しん抗体価がHI法による風しん抗体検査の結果、抗体価が基準の16倍以下と判定された者（これに準ずるものと判定された者）であって①～③のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居家族 ③妊婦の同居家族	1回	予防接種1回につき、予防接種に要した費用又は5,000円のいずれか低い額	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	償還払い
	30 猪名川町	実施中	令和2年4月1日	猪名川町住民で当該定期予防接種接種期限から1年以内の者	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	31 多可町	実施中	平成25年7月～	風しんに罹患したことがなく、風しん予防接種を2回受けたことがない次に該当する人 ①平成2年4月1日以前生まれで49歳以下の人 ②妊婦の同居家族	1回	MRワクチン 5,000円 風しんワクチン 3,000円	なし	否			HP等で周知
	32 稲美町	実施中	平成31年4月1日	①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族 ※風しんにかかったことがなく、予防接種歴のない方	1人1回のみ	上限5,000円	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
	33 播磨町	実施中	平成25年6月	下記のいずれかに該当する者 ・妊娠を希望する女性やその家族 ・麻しんまたは風しんにかかったことがなく、予防接種を必要回数である2回接種していない者 ・その他町長が認める者	1回	上限5,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
	34 市川町	実施中		風しんに罹患したことがなく、2回接種が完了していない方で、下記のいずれかに該当する方 ①満19～49歳の方 ②妊婦の同居家族（年齢制限なし）	最大2回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし

		36 神河町	実施中		神河町に住所を有する者のうち、予防接種実施日に満 1 9 歳から 4 9 歳までの者、または妊婦の同居家族である者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。 ①過去に風しんに罹患した者 ②既に予防接種を 2 回受けている者 ③接種日現在妊娠している者	1 回	5, 0 0 0 円	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	妊娠希望を助成の条件とはしていない
		37 太子町	実施中	平成25年7月	①妊婦の夫 ②妊娠を希望する満19歳以上の女性とその夫 ①または②のうち、風しん抗体価がHI法で16倍以下またはEIA法で8.0未満の者（風しん第5期定期接種対象者を除く）	1回	風しん・・・3,831円 MR ...7,395円 <生活保護世帯> 風しん・・・6,831円 MR ...10,395円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	MRワクチンも助成対象
		39 佐用町	実施中	H25.4	妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	6490円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		39 佐用町	実施中	H25.4	平成2年4月1日以前に生まれ、接種時に満50歳未満の方 妊婦と同居する配偶者及び家族	1回	5660円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		40 香美町	実施中		予防接種日において香美町内に住民登録または外国人登録を有し下記に該当する方 ○妊娠を希望する女性 ○妊婦と同居している家族 ※ただし、定期接種である風しん予防接種第 5 期の対象者は、対象外	1 回	接種 1 回につき5,000円の助成	なし	可	健康課	0796-36-1114	
08 水痘		30 猪名川町	実施中	令和2年4月1日	定期予防接種期限から1年以内（ただし定期予防接種期間中に接種を開始した者に限る）	1回	実施年度の猪名川町規定当該定期 予防接種相当額	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
		38 上郡町	実施中	令和 6 年 4 月 1 日	上郡町に住民登録がある満50歳以上の者	1 回	4,000円	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払いと医療機関での減額 帯状疱疹ワクチンと水痘ワクチンはどちらか一つを選択
		39 佐用町	実施中	H31.4	満50歳以上	1回	4500円 生活保護世帯は8500円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
09 三種混合		11 加古川市	実施中	令和4年4月1日	小学校就学前の1年間	1回	2,000円	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
		09 相生市	実施中		市内に住所を有する小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者であって、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期予防接種として、四種混合予防接種の第一期の追加接種から 6 か月以上経過しているもの。	1回限り	2,000円	なし	可	子育て世代包括支援センター	0791-22-7156	
		16 高砂市	実施中	令和 5 年 4 月	予防接種日において高砂市に住所を有する 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学前の 1 年間にある者	1回	上限 2, 0 0 0 円	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
		26 淡路市	実施中	R3.4月	小学校就学前1年間	1回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
		33 播磨町	実施中	令和 3 年 4 月	5歳以上7歳未満の間で就学前の幼児（年長の学年の幼児）	1回	2,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		39 佐用町	実施中	H31.4	就学前の1年間に接種する児 定期予防接種四種混合ワクチン 1 期追加を接種後 6 か月以上経過している幼児	1回	4030円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		39 佐用町	実施中	H31.4	満11歳から13歳未満で定期予防接種二種混合ワクチンを接種していない者	1回	3210円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
10 不活化ポリオ		13 西脇市	実施中		接種日に西脇市に住所を有する者で 6 歳未満の者	1人につき3回 （インフルエンザ、おたふくかぜ、不活化ポリオの中で3回まで）	2,000円（2,000円券を1人につき3枚交付、1回の接種に1枚使用）	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
		26 淡路市	実施中	R6.4月	5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学前 1 年間の間（平成 3 0 年 4 月 2 日～平成 3 1 年 4 月 1 日生）	1 回	2,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	

11 带状疱疹		33 播磨町	実施中	令和 5 年 4 月	5歳以上7歳未満の間で就学前の幼児（年長の学年の幼児）	1回	4,000円	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
		39 佐用町	実施中	H31.4	就学前の1年間に接種する児	1回	6370円	なし	可	健康福祉課	0790-82-0661	
		01 神戸市	実施中		接種日時点で神戸市に住民登録がある 満50歳以上の方 ※兵庫県下の他の自治体で同様の補助制度を利用した方は対象外	1 回	4,000円	なし	可	神戸市総合コールセ ンター	078-322-8181	所管課 健康局保健所保健課 078-322-6788（直通）
		02 姫路市	実施中	R 6.4月	本市の住民票を有する50歳以上で、兵庫県内の市町による带状疱疹の費用 助成を受けたことがない者	1回	4,000円	なし	可	姫路市保健所防疫 課	079-289-1721	
		03 尼崎市	実施予定		尼崎市に住民登録があり、接種日現在で満50歳以上のもの		4 , 0 0 0 円	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
		04 明石市	実施予定		満50歳以上の明石市民	1回	上限4,000円	なし	可	保健予防課	078-918-5668	・使用するワクチンは水痘ワクチン（生） または带状疱疹ワクチン（不活化） ・令和6年4月1日以降に接種したものが 対象。 ・償還払いにより費用助成。 ・明石市は健康被害の責任は負わな い。
		05 西宮市	実施中	令和6年5月1日（令和 6年4月1日遡及）	以下すべてに該当する者。 ・西宮市内に住所を有し、予防接種を受ける日において満50歳以上であるこ と。 ・兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこ と。 ・令和 6 年 4 月 1 日以降の接種であること。	1 回	4,000円	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	「令和 6 年度兵庫県带状疱疹ワクチン 接種費補助事業実施要綱」に基づき、 「令和 6 年度西宮市带状疱疹ワクチン 接種費補助事業実施要綱」により実施
		06 洲本市	実施中	令和6年4月1日～	洲本市に住民票がある満50歳以上の方	1回	4,000円	なし	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	
		07 芦屋市	検討中	令和6年8月1日開始予 定 令和6年4月1日から令和 7年3月31日の間で実施 された接種を助成対象と する。	次の各号をすべて満たすもの。 (1) 芦屋市に住所を有し接種時において満 5 0 歳以上であること。 (2) 兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがな いこと。	ワクチンの種類問わず1回 限り	ワクチンの種類問わず4,000円を助成	なし	否	芦屋市こども家庭・ 保健センター	0797-31-0655	助成対象者等記載している内容は現時 点での予定となっており確定しているも のではございません。 県等内容の確定以降案内いただくようお 願いします。
	令和 6 年6月 補正予算議決 後に実施予定	08 伊丹市	実施予定		予防接種を受ける日において、市内に住民登録があること、かつ50歳の誕生 日の前日以降であること。またその接種は令和6年4月1日～令和7年3月31 日であること。	1回	接種費用又は上限4千円	なし	可	健康福祉部保健医 療推進室母子保健 課	072-784-8034	「令和 6 年度兵庫県带状疱疹ワクチン 接種費補助事業実施要綱」に基づき、 「伊丹市带状疱疹ワクチン接種費助成 事業実施要綱」により実施
		09 相生市	実施中	令和6年4月1日	予防接種を受ける日に満50歳以上であって、市内に住所を有する者。	生涯1度限り	生ワクチン：接種費用の2分の1（上 限4,000円） 不活化ワクチン：1回あたり接種費用の 2分の1（上限10,000円）	なし	可	保健センター	0791-22-7168	
		10 豊岡市	実施中		① 豊岡市に住民登録があり、接種日時点で50歳以上の方 ② 過去に補助を受けたことがない方 ③ 事前申請済みで接種日が2024年4月1日～2025年3月31日の方	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	健康増進課	0796-24-1127	
		11 加古川市	実施中		加古川市に住所を有する方で、以下の条件全てに該当する方 ①満50歳以上 ②令和 6 年 4 月 1 日以降の接種であること	・生ワクチン 1 回 ・不活化ワクチン 2 回	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	地域医療課	079-427-9100	
		12 赤穂市	実施中	令和6年4月	赤穂市内に住所を有する満50歳以上の人		生ワクチン、不活化ワクチンともに4,000 円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
		13 西脇市	実施中		50歳以上の者	ワクチン種別に限らず1回	上限4,000円	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	

	14 宝塚市	実施予定	令和6年7月1日 (同年4月1日遡及)	以下のすべてに該当する方 ・接種時点で50歳以上の市民 ・接種日が令和6年4月1日以降 ・他自治体で実施されている同様の助成制度を利用していないこと	1回	4,000円 ただし予防接種費用が4,000円未満 の場合は接種費用の全額を助成	なし	可	健康推進課（宝塚 市立健康センター） 予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小 浜 4 丁目 4 番 1 号 0797-86-0056	
	15 三木市	実施予定	令和 6 年 7 月 (令和 7 年度の実施は 未定)	65歳以上で、県内の他市町で同様の助成を受けてない方	1回	上限4,000円	なし	可	健康増進課	0794-86-0900	
	16 高砂市	実施中	令和 6 年 4 月	予防接種日において高砂市に住所を有する満 5 0 歳以上の者であって、過去 に一度も助成を受けていない者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン： 2 回	生ワクチン：上限4, 0 0 0円 不活化ワクチン：上限 1 0 , 0 0 0 円/ 1 回	なし	可	健康増進課	079-443-3936	
	17 川西市	実施予定	令和 6 年 7 月				なし	否			現在市要綱を検討中
	18 小野市	実施予定	令和6年6月1日開始予 定	接種日時点において、市に住民登録がある満50歳以上の方 令和6年4月1日から5月31日接種分も助成対象（償還払い）	ワクチンの種類に関わらず 1回のみ	生ワクチン ：8000円 不活化ワクチン：8000円	なし	可	健康増進課	0794-63-3977	令和 6 年度兵庫県常状疱疹ワクチン接 種費補助事業実施要綱に基づき実施。
	19 三田市	実施予定		(1) 接種日及びこの要綱に基づく申請日時点で三田市に住民登録がある 者 (2) 接種日において満 5 0 歳以上である者 (3) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に日本国内の 医療機関で乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え带状疱疹ワクチンの任 意接種を受け、実費を負担した者 (4) 兵庫県内のいずれの市町においても兵庫県带状疱疹ワクチン接種費補 助事業による助成を受けたことがない者			なし	可	健康増進課	079-559-6155	
	20 加西市	実施中		次の項目にすべて当てはまる方 ・予防接種当日に加西市に住民登録のある満50歳以上の者 ・過去に加西市の助成を受けて带状疱疹ワクチンを接種したことがない者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：接種費用の1/2（上限 4,000円） 不活化ワクチン：接種費用の1/2（上 限10,000円）	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	21 丹波篠山 市	実施予定	令和 6 年 5 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 3 1 日	丹波篠山市に住民登録があり、接種を受ける日に満 5 0 歳以上の方で、過 去に助成を受けたことがない方	1 回	1 人 1 回限り4,0 0 0 円	なし	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	
	22 養父市	実施中	令和 6 年 4 月	令和 6 年 4 月 1 日以降に接種を受けようとする者又は受けた者で、接種日 において、養父市の住民基本台帳に登録されている満50歳以上の者	生ワクチン 1回 不活化ワクチン 2 回	生ワクチン 4,000円 不活化ワクチン 1回につき10,000円 左記の助成対象者のうち生活保護世 帯は全額公費負担	なし	可	健康医療課	079-662-3167	
	23 丹波市	実施予定	R 6.7.1～R 7.3.31	・丹波市に住民登録がある者 ・過去にこの事業による助成を受けていない者	生ワクチン 1回 不活化ワクチン 2回	生ワクチン 4,000円 不活化ワクチン 10,000円/回	なし	可	健康課	0795-88-5750	
	24 南あわじ市	実施予定									
	25 朝来市	実施中	令和6年4月1日	予防接種の日において、市内に住所を有する満50歳以上の者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：3,500円 不活化ワクチン：10,000円×2回	なし	可	朝来市健幸づくり推 進課	電話：079-672-5269 E-mail： kenkou@city.asago.lg.j p	市外医療機関での接種は対象者 等からの申請により償還対応
	26 淡路市	実施中	R6.4月	50歳以上	1回	4,000円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	
	27 宍粟市	実施中	令和 6 年 4 月	下記の①～③に該当する人 ①市内に住所を有する満50歳以上の者 ②令和 6 年 4 月 1 日以降に任意接種を受けている者 ③他の地方公共団体等から助成金等の交付を受けていないこと	生ワクチン1回 不活化ワクチン2回	生ワクチン：4000円 不活化ワクチン：10000円	なし	可	健康福祉部保健福 祉課	0790-62-1000	

	29 たつの市	実施中		満50歳以上の方	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	生ワクチン：4,000円／回 不活化ワクチン：10,000円／回	なし	可	健康課健康管理係	0791-63-2112	
	30 猪名川町	実施予定	令和6年度中予定	(1)接種時に猪名川町住民かつ満50歳以上の者(2)他の自治体が実施する本事業による助成を受けていないこと(3)令和6年4月1日以降の接種であること	1回	上限4,000円ただし接種費用が上限額を下回る場合は接種費用	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	31 多可町	実施予定	令和6年7月～	(1)町内に住所を有し、予防接種を受ける日において満50歳以上であること。 (2)兵庫県内のいずれの市町においても本事業による助成を受けたことがないこと。 (3)令和6年4月1日以降の接種であること。	1回	4,000円	なし	否			広報、HP等で周知
	32 稲美町	実施中	令和6年4月1日	稲美町の住民基本台帳に登録がある50歳以上の人	生ワクチンは1回 不活化ワクチンは2回	生ワクチンは4,000円 不活化ワクチンは10,000円×2回	なし	可	健康福祉課	079-492-9138	
	33 播磨町	実施中	令和6年4月	50歳以上の者	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：上限2回 (いずれか一方のみ)	生ワクチン：4,000円 不活化ワクチン：10,000円/回	なし	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
	34 市川町	実施中	R6.4.1～	満50歳以上の方で、生ワクチンの接種日または不活化ワクチン1回目の接種日がR6.4.1以降の方。ただし過去に県内(他市町含)で助成を受け予防接種を受けた方は対象外。	1回		なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	35 福崎町	実施中		①満50歳以上の者②令和6年4月1日以降の接種であること③他市町において本事業による助成を受けたことがない者の条件を満たす者	1回	4,000円	なし	可	福崎町保健センター	0790-22-0560(内線360～363)	生活保護世帯は上限8,000円
	36 神河町	実施中		①神河町に住民登録があるもの ②満50歳以上のもの ③過去に帯状疱疹ワクチン予防接種の助成を受けたことのないもの	生ワクチンは1回分 不活化ワクチンは2回分	生ワクチンは4,000円 不活化ワクチンは10,000円×2回	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
	37 太子町	実施中	令和6年4月	接種日に満50歳以上で、兵庫県内のいずれの市町においても助成を受けたことがない者	1回	4,000円	なし	可	さわやか健康課	079-276-6630	水痘ワクチンも対象
	38 上郡町	実施中	令和6年4月1日	上郡町に住民登録がある満50歳以上の者	2回	5,000円/回	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払いと医療機関での減額 帯状疱疹ワクチンと水痘ワクチンはどちらか一つを選択
	39 佐用町	実施中	R3.4	免疫不全等、生ワクチン接種が難しい満50歳以上	2回	11700円 生活保護世帯は21700円	なし	否	健康福祉課	0790-82-0661	
	40 香美町	実施中		(1)町に住民登録がある者 (2)満50歳以上の者 (3)予防接種を受け、実費を負担した者 (4)助成を受けようとする分について、過去に助成を受けていない者	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」は1回、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス」は2回	接種費用の半額	なし	可	健康課	0796-36-1114	
	41 新温泉町	実施中		満50歳以上	生ワクチン：1回 不活化ワクチン：2回	接種費用の2分の1(100円未満切捨て)	なし	可	健康課	0796-99-2940	

12 HPV		05 西宮市	実施中	令和4年4月1日	以下すべてに該当する者。 ・令和4年4月1日時点で西宮市に住民登録があり、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 ・17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関でヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）ワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ・償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	1 ～ 3 回	実費に相当する額	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	
		07 芦屋市	実施中	令和4年8月15日	次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 令和4年4月1日時点で芦屋市に住民登録があること。 (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。)を受けていないこと。	最大3回	実費相当額（領収書がない場合、別途接種費用の設定あり）	なし	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
		11 加古川市	実施中	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	以下すべてに該当する者。 ・令和4年4月1日時点で加古川市に住民登録があり、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 ・17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関でヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）ワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ・償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	1～3回	16,753円を上限とした全額 （領収書がない場合は上限15,000円）	なし	可	育児保健課	079-454-4188	
		14 宝塚市	実施中		当該年度において高校2年生相当年齢の女子であって、高校1年生相当年齢までに子宮頸がん予防ワクチンの接種を開始しており、当該年度中に残りの接種を受ける宝塚市民。	最大2回	全額		可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。 ※令和7年3月末まではキャッチアップ接種を優先。
		14 宝塚市	実施中		平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までの間に2価HPVワクチン又は4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したもの。	最大3回	17,963円を上限とした全額（領収書がない場合、別途上限額の設定あり）		可	健康推進課（宝塚市立健康センター）予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056	助成はキャッチアップ接種が終了するR7.3.31まで

	17 川西市	実施中	令和4年7月1日 ～令和7年3月31日	(1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した女子であること。 (2) 令和4年4月1日時点で川西市の住民基本台帳に登録されていること。 (3) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 (4) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (5) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。 (6) 償還払いと同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を川西市以外の市区町村から受けていないこと。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。		償還払いを行うことが決定した者に対し、17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担（最大3回接種分まで）に相当する額を支給するものとする。但し、実費を支払った事実及びその額並びに接種を行った日及び回数を証明できる書類を提出しない場合における償還額は、1回接種分当たり15,950円とする。	なし	可	川西市保健センター 予防接種担当	072-758-4721	
	25 朝来市	実施中	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を受けたもので、次のいずれにも該当するもの (1)令和4年4月1日時点で市に住民登録をされていること。 (2)16歳となる日の属する年度の末日までに3回の接種を完了していないこと。 (3)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度末日までに2価又は4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 (4)償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	3回を限度	接種費用実費 領収書の写し等を添付できない場合は 1回あたり15,000円	なし	可	朝来市健幸づくり推進課	電話：079-672-5269 E-mail： kenkou@city.asago.lg.jp	
	26 淡路市	実施中	R4.4月	(1)平成9年4月2日から平成17年4月1日生の女性 (2)令和4年4月1日時点で淡路市に住民登録がある方 (3)16歳となる日の属する年度の月末までに（定期接種の対象期間内に）HPVワクチンの定期接種において3回の接種を完了している方 (4)17歳となる日の属する年度から令和4年3月31日までに、2価HPVワクチン（サーバリックス）又は4価HPVワクチン（ガーダシル）の任意接種を受け、実費を負担した方 (5)償還払いを受けようとする接種回数分についてキャッチアップ接種としての定期接種を受けていない方	1回	16,610円	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	1回額上限、償還払い
	27 宍粟市	実施中	令和4年12月	①令和4年4月1日時点で宍粟市に住民登録があり、16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。 ②17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で2価または4価のHPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。 ③償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。 ④償還払いと同種のものであると本市が認める措置による費用の償還を、本市以外の市区町村から受けていないこと。	最大3回	実費又は予防接種を受けた日における本市と一般社団法人宍粟市医師会との委託契約に基づく予防接種の費用のいずれか少ない額	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	

		28 加東市	実施中	R5.4月	R4年4月1日に本市の住民基本台帳に記録されていた者で、次のいずれにも該当する者 (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること (2) 16歳に達する日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと (3) 17歳に達する日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組換え沈降 2 価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、その接種を行った医療機関に対して接種費用を支払ったこと (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと	最大3回	全額又は接種日の属する年度に市と一般社団法人小野市・加東市医師会とが締結した委託契約に定める単価	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 償還払いと同種のものである費用助成を他の市区町村から受けた者
		36 神河町	実施中		定期接種の年齢を過ぎて任意接種を受けた者で、次の全てに該当する者。 ①接種時点で神河町に住民登録があること。 ② 1 6 歳となる日の属する年度の末日までに定期接種が完了していないこと。 ③ 1 7 歳となる日の属する年度の初日から令和 6 年度の末日までに日本国内の医療機関で任意接種を受け実費負担したこと。 ④償還払いを受けようとする接種階数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。	最大 3 回	全額	なし	可	健康福祉課	0790-32-2421	
13 骨髄移植後等の再接種		02 姫路市	実施中	R 1.9月	医療行為によって治療前に受けた定期予防接種の再接種が必要であると医師が認めた20歳未満の者	再接種が必要な回数	姫路市医師会と契約している各種予防接種の委託料を上限とする。	あり	可	姫路市保健所防疫課	079-289-1721	
		03 尼崎市	実施中	令和元年 9 月 1 日	(1) 助成対象予防接種の接種日において、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 5 条の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 助成対象予防接種を受ける日において 2 0 歳未満の者であること。 (3) 骨髄移植等の前に法、施行規則及び実施規則の規定に基づき実施された定期予防接種の免疫が骨髄移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認める者であること。 上記（１）、（２）、（３）の法第 2 条第 7 項の規定に基づく接種対象者の保護者	再接種が必要な回数	再接種費用として医療機関に支払った額。 ただし、本市の定める基準額を上限とする。	なし	可	感染症対策担当	06-4869-3062	
		04 明石市	実施中	令和2年4月～	移植前に定期予防接種で得た免疫が骨髄移植等（化学療法含む）によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師に認められた、再接種を受ける日において20歳未満の明石市民である者	—	明石市が定めた金額を上限として、対象者が医療機関に支払った再接種の費用	なし	可	こども健康課	078-918-5656	
		05 西宮市	実施中	令和元年9月 1 日（平成31年4月1日遡及）	市内に住所を有し、予防接種を受ける日において 2 0 歳未満であり、骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	対象予防接種の法定回数	申請者が医療機関に支払った予防接種費用又は市が定める上限額のいずれか低い額の全額	なし	可	保健予防課	0798-35-3308	「令和6年度兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱」に基づき、 「西宮市骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱」により実施
		06 洲本市	実施中	令和3年4月1日～	①再接種日において市に住所を有し、20歳未満の方 ②骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法第 2 条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方 ③再接種を受ける前に市に申請し、助成対象者であると認定されている者 ④扶養義務者全員の申請年度分の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満である方	対象となる予防接種あり	以下（１）（２）のうち少ない方の金額 （１）医療機関に支払った再接種料金 （２）市が医療機関と契約している接種単価	あり	可	洲本市健康増進課	0799-22-3337	

	07 芦屋市	実施中		次の各号をすべて満たすもの。 (1) 予防接種を受ける日において芦屋市内に住所を有し、20歳未満であること。 (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認めること。 (3) 前号の事由により、助成を受けようとする年度の初日以降に再接種を受けようとしていること。 (4) 定期接種が、実施規則に定める予防接種の接種回数及び接種間隔の規定に違反してなされたものでないこと。	必要性に応じ接種を行う	予防接種に要した費用もしくは芦屋市の予防接種の委託料単価のうち、いずれか低い金額から自己負担分（1割）を除いた費用を助成 ただし、生活保護世帯に属する場合は、医療機関に支払った予防接種料又は委託金額のいずれか低い額を助成	あり	可	芦屋市こども家庭・保健センター	0797-31-0655	
	08 伊丹市	実施中	令和元年10月1日	市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であり、骨髄移植等によって移植前に接種した予防接種法に基づく予防接種で予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	該当するもの	接種費用×90／100	あり	可	健康福祉部保健医療推進室母子保健課	072-784-8034	兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱に基づき、「伊丹市予防接種再接種費用の助成に対する要綱」により実施
	09 相生市	実施中		この事業の助成の対象となる者は、次の要件をすべて満たす者とする。 (1) 助成対象者は、第7条の規定による認定申請日、再接種を受ける日において相生市内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。 (2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 (3) 平成31年4月1日以降の再接種であること。	規定事項なし	ワクチンによる異なる	なし	可	子育て世代包括支援センター	0791-22-7156	
	10 豊岡市	実施中		① 再接種を受ける日において20歳未満の方 ② 接種済みの定期予防接種の効果が期待できないため、再接種の必要があると医師に診断された方 ③ 助成対象者及び助成対象者と同一世帯に属するものの市民税所得割額の合計が23万5千円未満の方	—	再接種にかかった費用 （助成上限額あり）	あり	可	こども未来課	0796-24-9604	
	11 加古川市	実施中	令和2年4月1日 （令和6年度より拡充）	移植前に定期予防接種で得た免疫が骨髄移植等（化学療法含む）によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師に認められた、再接種を受ける日において20歳未満の加古川市民である者	—	加古川市が定めた金額を上限として、対象者が医療機関に支払った再接種の費用	なし	可	育児保健課	079-454-4188	令和6年度より化学療法等を含め、一部負担額は無くし、所得制限を撤廃した。
	12 赤穂市	実施中	平成31年4月	(1) から (3) のいずれにも該当する人 (1) 再接種を受ける日において、赤穂市内に住所を有する20歳未満の人 (2) 骨髄移植等によって移植前に受けた法第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人 (3) 平成31年4月1日以降に再接種した人	—	再接種にかかった費用（ただし、助成金額に上限あり）	あり	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
	13 西脇市	実施中	令和2年4月1日	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 骨髄移植手術等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。 (2) 前号の理由により再接種を受けようとしていること。 (3) 過去に受けた予防接種が規則の規定によるものであること。 (4) 再接種を受ける日において、市内に住所を有し、かつ、20歳未満であること。		西脇市が定めた金額を上限として、対象者が医療機関に支払った再接種費用	なし	可	健幸都市推進課	0795-22-3111	
	14 宝塚市	実施中		兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱と同じ	兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱と同じ	予防接種料の100分の90。ただし生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は予防接種量の全額。	あり	可	健康推進課（宝塚市立健康センター） 予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056	

	16 高砂市	実施中	平成 3 1 年 1 0 月	予防接種日において高砂市に住所を有する満 2 0 歳の者、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 骨髄移植等により、過去に受けた定期予防接種(B C G を除く A 類疾病に対する予防接種)で得た免疫が低下または消失したため、再接種が必要と認めた者 (2) 再接種を受ける前に高砂市に申請し、助成対象者であると認定されている者 (3) 生活保護受給者または市町民税 (所得割) の世帯合算額が 2 3 万 5 千円未満の者	定期予防接種の接種回数を上限	1.医療機関に支払った再接種料金 2.高砂市が規定する予防接種料金 生活保護受給者は以下の1.と2.のうち少ない方の額 生活保護受給者以外(市町民税所得の世帯合算額が 2 3 万 5 千円)の者は1.と2.のうち少ない方の金額から本人負担として 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を控除した金額	あり	可	健康増進課	079-443-3936	
	17 川西市	実施中	令和元 年 1 0 月 1 日	(1)再接種の 助成対象認定 申請時及び再接種を受ける日 (以下「再接種日」という。)において 市内に住所を有し、かつ、再接種日において 2 0 歳未満であること。ただし、予防接種法施行規則 (昭和 2 3 年厚生省令第 3 6 号) 第 2 条の 6 の表に掲げる特定疾病 (結核を除く。)にあつては、同表に掲げる年齢未満であること。 (2)骨髄移植等によって、移植前に受けた予防接種法第 2 条第 2 項 各号に掲げる疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下 し、又は消失したため、再接種が必要であると医師が認めた者であること 。 (3) 再接種日が平成 3 1 年 4 月 1 日以降であること。		助成金の額は、実際に再接種に要した費用又は市と一般社団法人兵庫県医師会との間で締結されている広域的予防接種委託契約に基づく予防接種の費用の上限額のいずれか少ない額 (以下「助成基準額」という。) に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額 (1 円未満の端数 が生じたときは、これを切り捨てる 。) を助成基準額から減じた額とする。	あり	可	川西市保健センター 予防接種担当	072-758-4721	
	19 三田市	実施中		(1)再接種の助成対象認定申請時及び再接種を受ける日(以下「再接種日」という。)において、市内に住所を有し、再接種日において 2 0 歳未満であること。 (2)骨髄移植等の前に受けた予防接種法(昭和 2 3 年法律第 6 8 号)第 2 条第 2 項に定められた疾病に係る予防接種が、予防接種実施規則(昭和 3 3 年厚生省令第 2 7 号。以下「実施規則」という。)に定める予防接種の接種回数及び接種間隔の規定違反してなされたものでないこと。 (3)骨髄移植によって、移植前に受けた予防接種法第 2 条第 2 項に定められた疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下 又は消失したため、再接種が必要になったと医師が認める者であること。		実際に再接種に要した費用 又は三田市予防接種費助成金交付要綱(平成 2 3 年 4 月 1 日施行)に定める助成額の上限額のいずれか低い額 (以下「助成基準額」という。)に100分の10を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)を助成基準額から減じた額とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受給下野に対する助成金の額は、助成基準額と同額とする。	あり	可	子ども政策課	079-559-5701	
	20 加西市	実施中		次のいずれにも該当する方の保護者の方 (1) 再接種を受ける日において、加西市に住民登録がある方で20歳未満の方 (2) 骨髄移植手術等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下、または消失したため医師より再接種が必要とされた方 (3) 骨髄移植手術等を受ける前に、定期予防接種を既定の接種回数及び接種間隔で受けた方	再接種した回数 ※対象となる予防接種あり。 (1) 法第2条第2項で定められたA類疾病に係る予防接種であること。 (2) 使用するワクチンが実施規則の規定によるワクチンであること。 (3) 医師が必要と認める予防接種であること。 (4) 令和3年4月1日以降に受けた接種であること	再接種に要した費用。ただし、市が規定する各予防接種単価を上限とする。 ※抗体検査や医師が記入する理由書等の文書料は含まない。	なし	可	福祉部健康課	0790-42-8723	
	21 丹波篠山市	実施中	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 3 1 日	丹波篠山市に住民登録があり、再接種を受ける日において 2 0 歳未満の者で、骨髄移植等によって、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下、又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	1 回	接種費用相当額	あり	可	保健福祉部健康課	079-594-1117	
	22 養父市	実施中	令和 5 年 4 月	次の要件を全て満たす者 (1) 再接種日において、養父市の住民基本台帳に登録されており、かつ、20 歳未満である者 (2) 骨髄移植等の前に法、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の規定に基づき実施された定期予防接種の免疫が骨髄移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要であると医師が認める者		市が定める予防接種の委託料の金額を上限とする	なし	可	健康医療課	079-662-3167	

	24 南あわじ市	実施中		「骨髓移植等」とは、造血幹細胞移植（骨髓移植、末梢血幹細胞移植又はさい帯血移植）をいう。 ①～③いずれにも該当する者 ①再接種を受ける日において20歳未満の者 ②骨髓移植等によって移植前に接種した、A類疾病に係る予防接種ワクチンの免疫が低下し、又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者。 ③対象者及び同一世帯に属する者の市民税所得割額の合計が23万5000円未満の方	1回	助成対象者が医療機関に支払った予防接種料又は市が定める予防接種料の上限額のいずれか少ない額の100分の90に相当する額	あり	可	市民福祉部健康課	0799-43-5218	
	26 淡路市	実施中	R3.4月	市内に住所を有し、再接種を受ける日において20歳未満である者、骨髓移植等によって移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者		1割を引いた額	なし	可	健康増進課	0799-64-2541	償還払い
	27 宍粟市	実施中	令和元年9月	①市内に住所を有し、再接種を受ける日において20歳未満の者 ②骨髓移植等を行ったことで移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 ③接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。	再接種が必要な回数	再接種に要した費用又は再接種日の属する年度に市が一般社団法人宍粟市医師会と締結した予防接種委託契約の金額のいずれか少ない額	なし	可	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	
	28 加東市	実施中	H30.10月	造血細胞移植手術等の医療行為により、定期の予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、任意で再接種を受けた未成年者（再接種を受ける日において、本市の住民基本台帳に記録されている者）	再接種した回数	再接種日の属する年度に市が一般社団法人小野市・加東市医師会と契約した当該予防接種の単価を上限	なし	可	健康課	0795-43-0435	【助成対象外】 再接種を受ける日において、成人している者
	29 たつの市	実施中		予防接種を受ける日において、20歳未満の市民で、骨髓移植等（骨髓移植・末梢血幹細胞移植・さい帯血移植）により、接種した定期予防接種で得られていた免疫が低下もしくは消失したため、再接種が必要と医師が認める方		予防接種再接種に要した額と市が定める助成上限額のいずれか低い方の額	あり	可	健康課母子健康係	0791-63-5121	
	30 猪名川町	実施中	平成31年4月	骨髓移植手術等の医療行為により、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断されたもの。 認定申請日、再接種を受ける日において、町内に住所を有し、20歳未満であること	対象予防接種の法定回数	猪名川町が定める基準額を上限	なし	可	猪名川町住民課健康づくり室	072-766-1000	
	31 多可町	実施中	令和2年4月～	次の要件を全て満たす者 （1）町内に住所を有し、予防接種を受ける日において20歳未満であること。 （2）骨髓移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種で得られていた免疫が低下若しくは消失したため、再接種が必要と医師が認める者 （3）申請を行う年度における4月1日以降の再接種であること。	必要な予防接種数	再接種に要した費用又は再接種日の属する年度に医師会と締結した予防接種委託契約の金額のいずれか低い額	あり	否			H P等で周知
	33 播磨町	実施中	令和元年8月	下記のすべてに該当する方 1.事前申請日から助成対象となる予防接種の再接種の接種日および助成金の交付申請日までの間において、播磨町民である方 2.再接種の接種日において20歳未満の方 3.骨髓移植等によって、移植前に接種した定期予防接種にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方 4.再接種を受ける前に、播磨町に事前に申請を行っている方 5.生活保護受給者または町民税（所得割）の世帯合算額が23万5千円未満の方	各ワクチンの接種回数による	●生活保護受給者 再接種費用として医療機関に支払った額または播磨町が加古川医師会と契約している予防接種委託単価のいずれか低い額 ●生活保護受給者以外 上記の金額から本人負担として100分の10に相当する額を控除した額	あり	可	健康福祉課健康係	079-435-2611	
	34 市川町	実施中	H31.4.1～	20歳未満で、造血幹細胞移植により、移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者	-	全額	なし	可	保健福祉センター	0790-26-1999	生活保護世帯は自己負担なし
	36 神河町	実施中		骨髓移植を受けた者	1回	全額	あり	可	健康福祉課	0790-32-2421	
	38 上郡町	実施中	平成31年4月	上郡町に住民登録がある接種日時点において20歳未満の者で、骨髓移植等によって、移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める者	再接種が必要な回数	郡医師会と契約している金額を上限	なし	可	健康福祉課健康係	0791-52-2188	町窓口での償還払い 予防接種は、移植前に受けた定期予防接種の各ワクチンの回数分を助成

14 その他	麻しん風しん混合（MR）ワクチンもしくは風しん単独	12 赤穂市	実施中	平成30年11月	抗体検査の結果が「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準」の判定基準に該当し、予防接種を受ける日において、赤穂市内に住所を有し、次の（1）から（3）のいずれかに該当する人 （1）24歳以上50歳未満の妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性 （2）（1）の配偶者（ただし、定期接種対象者は除く。） （3）妊婦の同居家族（ただし、定期接種対象者は除く。）		麻しん風しん混合（MR）ワクチン：5,000円 風しん単独：3,500円	なし	可	赤穂市保健センター	0791-46-8701	
	BCG	14 宝塚市	実施中		生後12か月に達するまでの期間に医学的に接種が不適当と判断された者で、生後12か月以上18か月未満の市民。	1回	全額	なし	可	健康推進課（宝塚市立健康センター） 予防接種担当	〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056	市内予防接種実施医療機関で接種を受ける場合に限る。